

第六十三回国会 建設委員會議録第四号

昭和四十五年三月十八日(水曜日)

午後一時十九分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 天野 光晴君 理事 大村 襄治君

理事 正示啓次郎君 理事 服部 安司君

理事 渡辺 栄一君 理事 阿部 昭吾君

理事 小川新一郎君 理事 吉田 之久君

池田 清志君 理事 稻村近四郎君

遠藤 三郎君 小沢 一郎君

砂原 格君 葉梨 信行君

廣瀬 正雄君 藤波 孝生君

古内 広雄君 松永 光君

森下 國雄君 山本 幸雄君

早稲田柳右馬君 井上 普方君

下野 憲治君 佐野 憲治君

松浦 利尚君 三木 喜夫君

北側 義一君 小濱 新次君

内海 清君

出席國務大臣 建設 大臣 根本龍太郎君

出席政府委員 建設 大臣 根本龍太郎君

經濟企画庁総合 開發局長 宮崎 仁君

建設政務次官 田村 良平君

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 坂野 重信君

建設省道路局長 藁輪健二郎君

委員外の出席者 警察庁刑事局捜 査第二課長 岸 要君

大蔵省主計局主 計官 後藤 正君

大蔵省主計局主 計官 井上 幸夫君

建設省住宅局建 築指導課長 前川 喜寛君
自治省財政局財 政課長 森岡 敬君
建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の異動

三月十八日 補欠選任 小沢 一郎君

同日 補欠選任 丹羽喬四郎君

同日 補欠選任 松永 光君

同日 補欠選任 丹羽喬四郎君

同日 補欠選任 木村 武雄君

同日 補欠選任 松永 光君

同(彌田政孝君紹介)(第一一四八号)
同(松澤雄蔵君紹介)(第一一四九号)
同(三原朝雄君紹介)(第一一五〇号)
同(山崎平八郎君紹介)(第一一五一号)
同(池田清志君紹介)(第一一二四号)
同(彌田清志君紹介)(第一一二五号)
一級河川等公共事業費国庫負担率引下げ反対に 関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一一五二号)
同月十七日

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願(安 宅常彦君紹介)(第一二六三号)
同(大橋武夫君紹介)(第一二六四号)
同(高田富之君紹介)(第一二六五号)
同(畑和君紹介)(第一二六六号)
同(横山利秋君紹介)(第一二六七号)
同(青木正久君紹介)(第一二七七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
地方道路公社法案(内閣提出第八六号)
河川法施行法の一部を改正する法律案(内閣提 出第二六号)
不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例 試験に関する法律案起草の件
自転車道の整備等に関する法律案起草の件

○金丸委員長 これより會議を開きます。
不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例 試験に関する法律案起草の件について議事を進め ます。
本件につきましては、先般各党間におきまし て御協議が続けられておりましたが、お手元に配 付してありますとおり、その案文がまとめられて おります。

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特 例試験に関する法律案
不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補 特例試験に関する法律 (趣旨)

第一条 この法律は、不動産鑑定士制度の充実を 図るべき必要性が存することにかんがみ、不動 産の鑑定価額に関する法律(昭和三十八年法律 第百五十二号。以下「法」という。)に規定する不 動産鑑定士試験の特例として行なう不動産鑑定 士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関し 所要の事項を定めるものとする。

(特例試験の実施)
第二条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士 補特例試験は、昭和四十五年及び昭和四十六年 に限り、毎年一回、行なうものとする。

(不動産鑑定士となる資格の特例)
第三条 不動産鑑定士特例試験に合格した者は、 法第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑 定士となる資格を有する。

(不動産鑑定士補となる資格の特例)
第四条 不動産鑑定士補特例試験に合格した者 は、法第四条第二項の規定にかかわらず、不動 産鑑定士補となる資格を有する。

(不動産鑑定士特例試験)
第五条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑 定士特例試験を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号)による大学を 卒業した後、不動産の鑑定価額に關し通算し て十年以上の実務の経験を有する者
二 学校教育法による短期大学、旧大学令によ る大学予科、旧高等学校令(大正七年勅令第 三百八十九号)による高等学校高等科又は

旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十二年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十四年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十七年以上の実務の経験を有する者

五 行政機関又は政令で定めるその他の機関において不動産の鑑定評価に關する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあつた期間が、政令で定める期間以上である者

六 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

第六条 不動産鑑定士特例試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に關する行政法規並びに不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

(不動産鑑定士補特例試験)
第七条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士補特例試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く)又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して七年以上の実務の経験を有する者
三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校

令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して九年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十二年以上の実務の経験を有する者

五 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

八 不動産鑑定士補特例試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に關する行政法規並びに不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

(合格者の決定)
第九条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験の合格者を定めるには、当該試験の成績によるほか、政令で定めるところにより、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に關する実務の経験年数を参酌することができ

(受験手数料)
第十条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

(特例試験の執行)
第十一条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験は、土地鑑定委員会が行なう。

(準用規定)
第十二条 法第二条第一項、第十一条第二項、第十三条、第十四条、第二十条第五号、第四十七条及び第五十五条の規定は、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験について準用する。

(罰則)
第十三条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(建設省設置法の一部改正)
2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。
十八の四 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に關する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四条第三項及び第四条の二第三項中「第十八号の五」を「第十八号の六」に改める。
第十条第一項の表中「及び不動産の鑑定評価に關する法律」を「不動産の鑑定評価に關する法律及び不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に關する法律」に改める。

理由
昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、不動産の鑑定評価に關する法律に規定する不動産鑑定士試験の特例として、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金丸委員長 この際、草案の趣旨につきまして説明を求めたいと存じます。天野光晴君。
○天野(光)委員 たいま提案になりました不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に關する法律案の草案につきまして、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

本案は、最近における不動産鑑定評価の急激な需要の増加の実情等にかんがみまして、不動産鑑定士制度の充実をはかるため、昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、不動産鑑定士特例試験等を

行ない、同試験の合格者は不動産鑑定士等の資格を有するものといはずほか、同試験の受験資格等について所要の規定を整備したものであります。以上、趣旨の説明を終わります。

○金丸委員長 たいまの天野光晴君の御説明につきまして、何か御発言はございませんか。別に御発言がなければ、おはかりいたします。本件につきましては、お手元に配付の起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金丸委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

○金丸委員長 次に、自転車道の整備等に關する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、先般各党間におきまして御協議が續けられておりましたが、お手元に配付してありますとおり、その案文がまとめられております。

自転車道の整備等に關する法律案
自転車道の整備等に關する法律
(目的)
第一条 この法律は、わが国における自転車の利用状況にかんがみ、自転車が安全に通行することのできる自転車道の整備等に關し必要な措置を定め、もつて交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による國民の心身の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいふ。
2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を

行なり道路にあつては、建設大臣をいう。

3 この法律において「自転車道」とは、次に掲げる道路の部分並びに第六條第一項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路をいふ。

一 もつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路の部分

二 自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路の部分

4 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の設置に関する事業をいふ。

第三条 国及び地方公共団体は、第一條に規定する目的を達成するため、自転車道整備事業が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

（自転車道整備事業の実施）
第四条 道路管理者は、道路法第三十條の規定に基づき政令で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。

（自転車道の計画的整備）
第五条 建設大臣は、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第二條に規定する道路整備五箇年計画に關しては、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮しなければならない。

（自転車専用道路等の設置）
第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、市町村道であつてもつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路（以下「自転車専用道路」といふ。）又は市町村道であつて自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路（以下「自転車歩行者専用道路」といふ。）を設置するよう努めなければならない。

2 市町村である道路管理者が、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第六條に規定する河川区域内の土地又は国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二條に規定する国有林野（以下この項において「国有林野」といふ。）である土地を利用して自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

3 国は、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の設置の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（自転車道の通行の安全を確保するための交通規制）
第七條 都道府県公安委員会は、自転車道の整備と相まつて、自転車の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の一部改正）
2 交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

（自転車道の設置）を「歩道若しくは自転車道の設置」に改める。

（自転車専用道路等の設置）を「歩道若しくは自転車道の設置」に改める。

理由

最近における自転車の利用状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、自転車が安全に通行することができ、自転車道の整備等に關し必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金丸委員長 この際、草案の趣旨につきまして説明を求めたいと存じます。天野光晴君。

○天野（光）委員 ただいま提案になりました自転車道の整備等に関する法律案の草案につきまして、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

本案は、わが国における道路交通事故の防止と交通の円滑化をはかるため、自転車が安全に通行することのできる自転車道等の整備に關し、国及び地方公共団体の責務、自転車道の計画的整備、自転車専用道路等の設置、自転車の通行の安全を確保するための交通規制等の措置を定めますとともに、附則において交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の一部を改正し、歩道と同じく自転車道の設置を交通安全施設等整備事業とすることができるとしたものであります。

以上で趣旨の説明を終わります。

○金丸委員長 ただいまの天野光晴君の御説明につきまして、何か御発言はございませんか。別に御発言がなければ、おはかりいたします。

本件につきましては、お手元に配付の起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

○金丸委員長 なお、阿法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○金丸委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○金丸委員長 次に、内閣提出、地方道路公社法案を議題といたします。

地方道路公社法案

地方道路公社法

目次

第一章 総則（第一條―第七條）

第二章 設立（第八條―第十條）

第三章 役員及び職員（第十一條―第二十二條）

第四章 業務（第二十一條・第二十二條）

第五章 財務及び會計（第二十三條―第三十三條）

第六章 解散及び清算（第三十四條―第三十七條）

第七章 監督（第三十八條・第三十九條）

第八章 雑則（第四十條―第四十二條）

第九章 罰則（第四十三條―第四十五條）

附則

第一章 総則

（目的）
第一條 地方道路公社は、その通行又は利用について料金を徴取することができる道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて地方における住民の福祉の増進と産業經濟の発展に寄与することを目的とする。

（法人格）
第二條 地方道路公社は、法人とする。

（名称）
第三條 地方道路公社は、その名称中に道路公社という文字を用いなければならない。

2 地方道路公社でない者は、その名称中に道路公社という文字を用いてはならない。

（出資）
第四條 地方公共団体でなければ、地方道路公社（以下「道路公社」といふ。）に出資することができない。

2 設立団体（道路公社を設立する地方公共団体

をいう。以下同じ。は、道路公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

3 道路公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

第五條 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体たる地方公共団体

四 事務所の所在地

五 役員の数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲

七 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。)の整備に関する基本計画

八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

九 公告の方法

2 定款の変更は、建設大臣(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

第一項の市(以下「指定市」という。)以外の第八

条の市が設立した道路公社にあつては都道府県

知事とし、以下「建設大臣等」という。)の認可を

受けなければならない、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の

整備に関する基本計画の変更は、設立団体(新

たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下

この項、次項及び第六項において同じ。)が道路

公社と協議して定めるところに基づき、道路公

社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に關す

る基本計画を変更しようとするときは、あらか

じめ、当該変更に係る道路の道路管理者(道路

法第十八条第一項に規定する道路管理者をい

ふ。以下同じ。)の同意を得なければならない。

5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あ

らかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認

可の申請をしようとするとき、又は前項の同意

をしようとする場合において当該定款の変更が

業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加

に係るものであるときは、あらかじめ、議会の

議決を経なければならない。

第六條 道路公社は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

十四條及び第五十條の規定は、道路公社につ

て準用する。

第二章 設立

(設立)

第八條 道路公社は、都道府県又は政令で指定す

る人口五十万以上の市でなければ、設立するこ

とができない。

第九條 道路公社を設立するには、議会の議決を

経、かつ、定款及び業務方法書を作成して、建

設大臣等の認可を受けなければならない。

2 設立団体は、前項の規定により定款を作成し

ようとするときは、あらかじめ、当該定款にお

いて定めるべき道路の整備に關する基本計画に

ついて、当該基本計画に係る道路の道路管理者

の同意を得なければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可をしようとする

ときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければ

ならない。

(成立)

第十條 道路公社は、その主たる事務所の所在地

において設立の登記をすることによつて成立す

る。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十一條 道路公社に、役員として、理事長、副

理事長、理事及び監事を置く。ただし、道路公

社は、定款で副理事長を置かないことができ

る。

(役員)の職務及び権限

第十二條 理事長は、道路公社を代表し、その業

務を総理する。

2 副理事長は、道路公社を代表し、定款で定め

るところにより、理事長を補佐して道路公社の

業務を掌理し、理事長に事故があるときはその

職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務

を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長

及び副理事長を補佐して道路公社の業務を掌理

し、理事長及び副理事長に事故があるときはそ

の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員の

ときはその職務を行なう。

4 監事は、道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、政令で定めるところにより、理

事長、建設大臣、都道府県知事又は市長に意見

を提出することができる。

(役員)の任命

第十三條 理事長及び監事は、設立団体の長が任

命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長

の認可を受けて任命する。

(役員)の任期

第十四條 役員(役員)の任期は、四年をこえることが

できない。

2 役員は、再任されることができない。

(役員)の欠格事項

第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員と

なることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請

負を業とする者であつて道路公社と取引上密

接な利害關係を有するもの又はこれらの者が

法人であるときはその役員(いかなる名称に

よるかを問はず、これと同等以上の職權又は

支配力を有する者を含む。)

二 前号の事業者の団体の役員(いかなる名称

によるかを問はず、これと同等以上の職權又

は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十六條 設立団体の長又は理事長は、それぞれ

その任命に係る役員が前条各号の一に該当する

に至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任

命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、そ

の他役員たるに適しないことを認めるときは、そ

の役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(代表権)の制限

第十七條 道路公社と理事長又は副理事長との利

益が相反する事項については、これらの者は、

代表権を有しない。この場合においては、監事

が道路公社を代表する。

(代理人)の選任

第十八條 理事長及び副理事長は、理事又は道路

公社の職員のうちから、道路公社の主たる事務

所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上

又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を

選任することができる。

(職員)の任命

第十九條 道路公社の職員は、理事長が任命す

る。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第二十條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法

律)に規定する公務員たる性質を有する。

第二十一條 道路公社の職員は、その職務に關し

一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有す

る。

第二十二條 道路公社の職員は、その職務に關し

一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有す

る。

第二十三條 道路公社の職員は、その職務に關し

一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有す

る。

律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十一条 道路公社は、第一条の目的を達成するため、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第十三条第一項に規定する災害復旧(以下「災害復旧」といふ)その他の管理及びこれに附帯する業務を行なう。

2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 国、地方公共団体、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは他の道路公社(以下「国等」といふ)の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連のある道路(道路法第三条の高速自動車国道を含む)の管理を行ない、又は委託に基づき土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)に基づく土地地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行なうこと。

二 前項に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。

三 前項の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

五 前項の業務及び前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路(道路法第三条の高速自動車国道を含む)に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行

なりこと。

3 道路公社は、前二項の業務のほか、都道府県知事(市が設立した道路公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」といふ)の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

一 第一項の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設(以下「事務所等」といふ)を建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、第一項の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

三 第一項に規定する地域において、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行なうこと。

四 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

4 道路公社は、第二項第三号並びに前項第一号及び第四号の業務を行なう場合においては、建設省令で定める基準に従つてしなければならない(業務方法書)

第二十二條 道路公社の業務方法書に記載しなければならない事項は、建設省令で定める。

2 道路公社は、業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、建設大臣等の認可を受けなければならない。

3 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

第五章 財務及び会計
(事業年度)

第二十三条 道路公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

(予算等の承認)

第二十四条 道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、都道府県知事等の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

(決算)

第二十五条 道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第二十六条 道路公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十七条 道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整備しなければならない。

2 道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(債務保証)

第二十八条 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律

第二十四号)第三条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができ

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)

第二十九条 道路公社は、第二十一条第一項の道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路(同項の道路が一の道路の一部であるときは、当該一の道路の他の部分を含む)の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)

第三十条 国は、予算の範囲内において、道路公社に対して、政令で定めるところにより、第二十一条第一項の道路の災害復旧について、当該道路の建設費等の償還の状況等を勘案して、これに要する経費の一部を補助することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、道路公社に対して、第二十一条第一項の道路の災害復旧に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 道路公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、道路公社の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 解散及び清算
(解散)

第三十四条 道路公社は、第二十一条第一項の業務の完了により解散する。

2 道路公社は、前項の規定により解散する場合において、借入金があるときは、解散について当該借入金に係る債権者の同意を得なければならない。

3 道路公社は、第一項の規定により解散しようとするときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣等の認可を受けなければならない。この場合において、道路公社は、その認可により解散する。

4 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

5 設立団体は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

6 建設大臣等は、第二十一条第三項第三号の業務を行なっている道路公社の解散について第三項の認可をしようとするときは、解散に伴う当該業務に関する措置について、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

(清算人)
第三十五条 道路公社が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十二条第一項、第二項又は第三項の規定を準用する。

(清算事務)
第三十六条 清算人は、道路公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)
第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法

(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方道路公社法（昭和四十五年法律第一号）第三十五条第一項」と読み替へるものとする。

第七章 監督 (報告及び検査)

第三十八条 建設大臣又は都道府県知事等は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、道路公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)
第三十九条 建設大臣又は都道府県知事等は、道路公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

第八章 雑則
(都道府県知事等の経由)
第四十条 道路公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより建設大臣に提出する申請書その他の書類は、市が設立した道路公社にあつては市長を、その他の道路公社にあつては都道府県知事を經由しなければならない。

2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを建設大臣に提出しなければならない。

(設立団体が二以上である道路公社の特例)
第四十一条 二以上の都道府県又は二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市が共同して設立した道路公社にあつては、第二十一条第三項中「都道府県知事（市が設立した道路公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは、「建設大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、設立団体が二以上である道路公社に対するこの法律の規定の適用についての必要な技術的説書等は、政令で定める。

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるところの他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第九章 罰則

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした道路公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 道路公社の役員、清算人又は職員がその道路公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その道路公社に対して同項の刑を科する。

第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣、都道府県知事若しくは市長又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、

て、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して、財務諸表又は決算報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第二十七条、第三十一条又は第三十六条の規定に違反したとき。

六 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公益法人の道路公社への組織変更)
第二条 民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出して法人で、第二十一条第三項第三号に該当する業務を行なうことを目的とするもの（以下「公益法人」という。）は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して道路公社となることが出来る。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して道路公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経、その公益法人

の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び自治大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定による組織変更は、政令で定めるところにより、道路公社の主たる事務所の所在地において登記することによつて効力を生ずる。

5 第一項の規定により公益法人が道路公社に組織変更した際現に当該公益法人が行なつてゐる第二十一条第三項第三号に該当する業務については、第二項の認可をもつて第二十一条第三項の認可とみなす。

6 公益法人が第一項の規定により事業年度の中途において道路公社に組織変更した場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）中法人の事業税に關する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

7 公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

8 第二十一条第三項第三号に該当しない業務を行なうことを目的とする公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に關する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人で第二十一条第三項第三号に該当しない業務を行なうものが受ける権利の移転の登記及

び政令で定める債務を地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

（名称使用の制限に關する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現にその名称中に道路公社という文字を使用している者については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

（道路整備特別措置法の一部改正）
第四条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「若しくは本州四国連絡橋公団」を「本州四国連絡橋公団若しくは地方道路公社」に改める。

第六条第二項中「都道府県又は市」の下に「第七條の十八第二項及び第二十七條の第三項において同じ。」を加える。

第七條の十一の次に次の八條を加える。
（地方道路公社の行なう有料の一般国道等の新設又は改築）
第七條の十二 地方道路公社は、一般国道、都道府県道又は市町村道（第七條の十四第一項に規定する道路網を構成している道路を除く。）が第三條第一項各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が一般国道である場合において、当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に關係があると認められるものであるときに限り、道路法第十二條、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項本文、第十七條第一項若しくは第二項若しくは第八十八條第二項の規定又は同法第十六條第二項ただし書若しくは第十九條第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六條第四項又は第十九條第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収すること

とができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、第三條第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることが出来る。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三條第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三條第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

7 建設大臣は、市町村道（指定市の市道を除く。）について第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

（地方道路公社の行なう料金の徴収の特例）
第七條の十三 地方道路公社は、前條第一項の許可（同條第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している二以上の道路に

つき、第三條の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、建設大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、建設省令で定める書面を添附して、第三條の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三條の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三條の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

5 建設大臣は、第一項若しくは第三項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（地方道路公社の行なう指定都市高速道路の新設又は改築）
第七條の十四 地方道路公社は、次の各号に該当する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二條、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項本文若しくは第十七條第一項若しくは第二項若しくは第八十八條第二項の規定又は同法第十六條第二項ただし書若しくは第十九條第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六條第四項又は第十九條第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

- 一 政令で指定する人口五十万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。
- 二 道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。
- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。
- 一 整備計画
- 二 工事実施計画
- 3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。
- 4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 路線名及び工事の区間
- 二 工事方法
- 三 工事予算
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日
- 5 建設大臣は、第二項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。
- 6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。
- 7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第四号に掲げる事項のみを変更し

- ようとするときは、建設大臣に届け出ることをもって足りる。
- 8 建設大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたときは、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。
- 9 建設大臣は、第一項又は第六項の許可をしようとするときは、第二項の整備計画に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の同意を得なければならない。
- (指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)
- 第七條の十五 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ)を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について、料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- (地方道路公社の行なう有料の道路の維持、修繕等)
- 第七條の十六 地方道路公社は、第七條の十二第一項の許可又は第七條の十四第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協議を含む。又は道路の修繕に關する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当

- 該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。
- (地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)
- 第七條の十七 地方道路公社は、第七條の十二第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に關する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に關する工事を行なうことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後において、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。
- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。
- 3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に關する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。
- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。
- 5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。
- (道路管理者の同意等)
- 第七條の十八 地方道路公社は、第七條の十二第一項の許可、第七條の十三第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ)、第七條の十四第一項の許可、第七條の十五の認可又は前条第一項の許可(同条第四項の許可

- を含む。以下同じ)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。
- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき(第七條の十四第二項の工事実施計画又は第七條の十五の料金若しくは料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く)は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- (地方道路公社による道路管理者の権限代行)
- 第七條の十九 第七條の規定は、地方道路公社が第七條の十二第一項の許可若しくは第七條の十四第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第七條の十六の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合又は第七條の十七第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合に準用する。この場合において、第七條第二項中「若しくは第十四号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号(道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ)に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるもの」とあるのは、「又は第十四号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二、第七号の三又は第十二号(道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。)に掲げるもの」と読み替へるものとする。
- 第八條の三第一項中「国は」の下に、「第七條の十二第一項の許可又は第七條の十四第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に

要する費用に充てる資金の全部又は一部を」を
加え、「当該許可を」当該許可に改める。

第九條第一項中「又は本州四國連絡橋公団」を
「本州四國連絡橋公団又は地方道路公社」に改
め、「第三條第一項の許可」の下に「若しくは第
七條の十二第一項の許可若しくは第七條の十四
第一項の許可」を加える。

第十條第一項中「又は第七條の七」を、「第七
條の七」に、「工事を行なう」とするときは「
」工事又は第七條の十二第一項の許可若しくは
第七條の十四第一項の許可を受けた道路の新設
若しくは改築に関する工事を行なう」とするこ
きは「」に改め、「官報」の下に「(地方道路公社に
あつては、建設省令で定める方法。以下同じ。)
」を加え、同條第二項中「又は一部」を「若しくは
一部」に改め、「第二十七條の二第一項」の下に
「又は第二十七條の三第一項」を加える。

第十一條第一項中「又は阪神高速道路」を
「阪神高速道路又は指定都市高速道路」に改め、
同條第二項中「第七條の十第一項の許可」の下
に「第七條の十二第一項の許可、第七條の十
三第一項の許可、第七條の十七第一項の許可」
を加える。

第十二條第一項中「又は第七條の二」を「若し
くは第七條の二」に、「又は改築した高速自動車
国道又は」若しくは改築した高速自動車国道
若しくはは、「阪神高速道路にあつては」を「阪
神高速道路又は第七條の十四第一項の許可を受
けて新設し、若しくは改築した指定都市高速道
路にあつては」に、「又は首都高速道路若しくは
阪神高速道路を」若しくは首都高速道路若し
くは阪神高速道路又は指定都市高速道路を」に
改め、「第七條の十第一項の許可」の下に、「第七
條の十二第一項の許可、第七條の十三第一項の
許可、第七條の十七第一項の許可」を加え、同
條第二項中「及び阪神高速道路」を「阪神高速
道路及び指定都市高速道路」に改める。

第十三條第一項中「第三條の二第一項の許可」
を「第七條の十二第一項の許可、第七條の十
三第一項の許可、第七條の十七第一項の許可」
に改める。

の下の「第七條の十二第一項の許可、第七條
の十三第一項の許可」を加え、同條第二項中「又
は第七條の十第一項の許可」を「第七條の第十
一項の許可又は第七條の十七第一項の許可」に
改める。

第十四條第一項中「又は第七條の十第一項の
許可」を「第七條の十第一項の許可又は第七條
の十七第一項の許可」に改める。

第十四條の二中「又は第七條の十第一項」を
「第七條の十第一項、第七條の十二第一項、
第七條の十三第一項、第七條の十四第一項又は
第七條の十七第一項」に改める。

第十五條第一項中「本州四國連絡道路の新設
若しくは改築に関する工事」の下に、「第七條
の十二第一項の許可を受けた道路の新設若しく
は改築に関する工事、第七條の十四第一項の許
可を受けた指定都市高速道路の新設若しくは改
築に関する工事」を加え、「公団等又は都道府
県」を「日本道路公団、首都高速道路公団、阪
神高速道路公団、本州四國連絡橋公団若しくは
都道府県」に、「道路管理者にあつては建設大
臣」を「道路管理者の行なう工事又は地方道路
公社の行なう工事のうち一般国道、都道府県道
若しくは指定市の市道(指定都市高速道路を除
く。若しくは指定都市高速道路に係るものにつ
いては建設大臣、地方道路公社の行なう工事の
うち指定市の市道以外の市町村道(指定都市高
速道路を除く。))に係るもの又はは、「道路管理
者にあつては都道府県知事」を「道路管理者の
行なう工事については都道府県知事」に改め、
同條第二項中「第三條第一項の許可」の下に
「第七條の十二第一項の許可、第七條の十四
第一項の許可」を加える。

第十七條第一項中「又は本州四國連絡橋公
団」を「本州四國連絡橋公団」に改め、「本
州四國連絡道路」の下に「又は地方道路公社が
第七條の十二第一項の許可を受けて新設し、若
しくは改築し、第七條の十六の規定により維

持、修繕及び災害復旧を行ない、若しくは第七
條の十七第一項の許可を受けて維持、修繕及び
災害復旧を行なう道路若しくは地方道路公社が
第七條の十四第一項の許可を受けて新設し、若
しくは改築し、若しくは第七條の十六の規定に
より維持、修繕及び災害復旧を行なう指定都市
高速道路」を加える。

第十八條の二中「又は本州四國連絡橋公団」
を「本州四國連絡橋公団又は地方道路公社」
に改める。

第十九條第一項中「又は本州四國連絡橋公
法」を「本州四國連絡橋公団法又は地方道路
公社法(昭和四十五年法律第 号)」に改め
る。

第二十一條中「第七條の十一」の下に「若し
くは第七條の十九」を加える。

第二十三條及び第二十五條中「及び第七條の
十第一項」を「第七條の十第一項、第七條の十
二第一項、第七條の十三第一項、第七條の十
四第一項及び第七條の十七第一項」に改める。

第二十六條第一項中「建設大臣は、を削り、
」該当する場合においては、「」の下に「建設大臣
は、を、「一般国道等」の下に「指定市の市道
以外の市町村道(第十七條第一項に規定する首
都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道
路を除く。以下この項、第二十七條第一項及び第
二十九條において同じ。))を除く。」を、「公団等
に対して」の下に、「都道府県知事は指定市の
市道以外の市町村道に關し地方道路公社に対し
て」を加え、同項第一号中「建設大臣がした」
を「建設大臣若しくは都道府県知事がした」に
改め、同條第二項中「建設大臣」の下に「又は
都道府県知事」を加える。

第二十六條の二の見出し中「又は阪神高速道
路」を「阪神高速道路又は指定都市高速道
路」に改め、同條中「若しくは阪神高速道路」
を「阪神高速道路若しくは指定都市高速道
路」に、「又は阪神高速道路公団」を「阪神高
速道路公団又は地方道路公社」に改める。

第二十七條第一項中「日本道路公団」を
「日本道路公団」に改め、「管理に關し」の下に
「都道府県知事は地方道路公社に対して指定
市の市道以外の市町村道の管理に關し」を加
え、同條第二項中「又は阪神高速道路公団」を
「阪神高速道路公団又は地方道路公社」に、
「若しくは阪神高速道路」を「阪神高速道路
若しくは指定都市高速道路」に改める。

第二十七條の二の次に次の一条を加える。
(日本道路公団の管理する一般国道、都道府
県道及び指定市の市道並びに道路管理者の管
理する有料の都道府県道及び市町村道の地方
道路公社への引継ぎ)

第二十七條の三 地方道路公社は、日本道路公
団が第三條第一項の許可又は第三條の二第一
項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、
又は料金を徴収している一般国道(当該道路
の新設又は改築が当該道路の存する地域の利
害に特に關係があると認められるものに限
る。)、都道府県道又は指定市の市道について
は、日本道路公団と協議し、かつ、建設大臣
の許可を受けて、日本道路公団が新設し、又
は改築している道路にあつては当該道路の新
設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路
にあつては料金の徴収を、都道府県又は市
町村である道路管理者が第八條第一項の許可
又は第八條の二第一項の許可を受けて新設
し、若しくは改築し、又は料金を徴収してい
る道路については、当該道路管理者の同意を
得、かつ、建設大臣の許可を受けて、道路管
理者が新設し、又は改築している道路にあつ
ては当該道路の新設又は改築及び料金の徴
収を、その他の道路にあつては料金の徴収を
みずから行なうことができる。

2 地方道路公社は、前項の規定により日本道
路公団と協議しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者(建設大臣である

道路管理者を除く。の同意を得なければならぬ。

3 道路管理者は、第一項又は前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に対する第三条第一項の許可若しくは第三条第二項の許可又は道路管理者に対する第八条第一項の許可若しくは第八条第二項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第七条の十二第一項の許可又は第七条の十三第一項の許可があつたものとみなし、日本道路公団がした第十四条第一項の規定による公告又は道路管理者がした同条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした同条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る日本道路公団に対する第三条第一項の許可若しくは第三条第二項の許可又は道路管理者に対する第八条第一項の許可若しくは第八条第二項の許可は、その効力を失ひもとする。

第二十九条中「行為」の下に「(地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に當たる行為を除く。)」を加え、「建設大臣に對して」を「建設大臣に對して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に當たる行為に不服がある者は都道府県知事に対して」に改める。

第三十条第一項中「許可」とする。を「許可」とし、第十七条第一項に規定する地方道路公社に係る道路を地方道路公社が管理し、又は管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第三十二条第二項若しくは第四項、第三十三条、第三十六条、第四十二条第一項、第六十

六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第二十四条又は第四十一条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、同法第七十一条第四項中「道路監視員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条第三項の規定又はこれらに基く処分」とあるのは「道路監視員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条第三項の規定又は道路整備特別措置法第七条の十九において準用する同法第七条第一項第六号、第七号の二、第九号、第九号の二、第十一号若しくは第十二号の規定により地方道路公社が代わつてするこれらの規定に基づく処分」と、同法第七十二条第一項中「第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の十九において準用する同法第七条第一項第六号又は第七号の二の規定により地方道路公社が代わつてする第二十四条本文又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とする。に改める。

(国有財産法の一部改正)
第五条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「又は特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの」を、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社に、「又は法人」を「法人又は地方道路公社」に改める。
(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中地方団体関係団体職員共済組合の項の次に次のように加える。

地方道路公社 地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)

(法人税法の一部改正)
第七条 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一の表中地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方道路公社 地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)

(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「及び地方住宅供給公社」を、「地方住宅供給公社及び地方道路公社」に改める。

第十二条 附則第二項の規定による組織変更により道路公社となつた法人に關しては、前条の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に關する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)
第十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の五の次に次の一号を加える。

第三号の六 地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)の施行に關する事務を管理すること。

第四号第六項中「第十三号の五」を「第十三号の六」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項第三十八号の六の次に次の一号を加える。

第三十八の七 地方道路公社の管理する指定都市高速道路に關し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八号第一項第八号の八の次に次の一号を加える。

第八の九 地方道路公社の管理する指定都市高速道路の整備計画及び料金に關すること。

第二十八号第三項中「第八号の八」を「第八号の九」に改める。

理由
その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改良、維持、修繕その他の

管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図るため、地方道路公社の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金丸委員長 ます、提案理由の説明を求めます。根本建設大臣。

○根本建設大臣 たいま議題となりました地方道路公社法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来から道路整備事業の一環として道路整備特別措置法に基づく有料道路の整備を推進してまいりましたが、自動車交通量の伸びに対する道路の整備はなお著しい立ちおくれを示しており、国土の総合的な開発と産業経済の発展のためには、一般道路とあわせて有料道路についても、さらに強力にその整備を推進する必要に迫られておる次第であります。

従来、この種の有料道路事業につきましては、道路管理者のほか、日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の三公団をしてこれを推進してまいりましたところでありましたが、今回新たに地方公共団体が出資し、設立する地方道路公社を事業主体としてこれに加える道を開き、政府資金及び地方公共団体の資金のほか、積極的に民間資金を導入、活用することにより、地方的な幹線道路のうち有料道路事業として適当なものについて、その建設及び管理を行なわせ、もって、これらの道路の飛躍的な整備をはかることとしたものであります。

この法律案は、この地方道路公社設立の目的及びその組織、業務、財政及び監督等について、所要の規定を設けようとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、地方道路公社の行なう業務であります。

ます、道路整備特別措置法に基づく有料の一般国道、都道府県道及び市町村道の建設及び管理を行なうことを主たる業務とし、あわせてこれに伴う付帯業務を行なわせることとしております。

第二に、この地方道路公社は、その目的、業務の性格にかんがみ、都道府県または人口五十万以上の大都市が建設大臣の認可を受けて設立する特別法人といたしております。

また、必要に応じ、二以上の都道府県または大都市が共同して設立することも認めることとしております。

第三に、地方道路公社の財務及び会計であります。地方道路公社の予算、資金計画、事業計画等につきましては、都道府県知事または市長の承認を受けることを要するものとしております。なお、地方道路公社を設立した地方公共団体は、地方道路公社の債務について保証契約をすることができることとしております。

第四に、この地方道路公社は、事業の公益性を確保し、経営の健全化をはかるため、建設大臣と都道府県知事または市長が監督することとしております。

なお、地方道路公社の設立は、この法律によりまして全国的に行なわれるものと思われませんが、さしあたり昭和四十五年度に施行を予定しております事業は、名古屋市の都市高速道路にかかわるもので、これに必要な資金は五億八千五百万円と予想されておりますが、その内訳をいたしましては、地方公共団体外出資四千五百万円、地方公共団体の交付金一億二千八百万円、財政投融資資金一億六千九百九十九万円のほか、民間からの借り入れ金一億八千三百万円となっております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○金丸委員長 次に、内閣提出、河川法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○小川(新)委員 ます第一に大臣にお尋ねいたしますことは、この河川法改正に伴い、地方公共団体がその財源が裕福になる、そういう財政的な理由によってこの国の補助率を引き下げる、あなたのところでおやりなさい、都道府県でおやりなさい、こういうことと私は理解しておりますが、一体その地方財政が好転したという原因、またそれの見通し、現在ほんとうに実際、地方公共団体の財源が豊かになっておるのか、今後また日本経済その他諸般の情勢によってはどう変化するかかわらない、こういう大きな国の経済政策の流れの中から、大臣は、いま私が申した点をどのように踏まえての改正をお考えになったのか、この辺のます理由についてお尋ねしたいと思います。

○根本建設大臣 地方財政の内容の充実につきましては、私からお答えするのは筋かどうかわかりませんが、この点につきましては大蔵省、自治省が十分に検討の上、これはそういうふうな見方で賛意を表しておるわけでありまして、われわれのほうとしては、全体としての河川工事が順調にいくことを望んでいるのでありまして、地方財政と国の財政を担当する両省において同意したことについては異議がない、こういう意味で賛成をした次第でございます。

○小川(新)委員 自治省関係で私、呼んでおるのですけれども、どなたかちよっと——それでは森岡さんお願いします。

○森岡説明員 お答えいたします。

地方財政につきましては、御案内のように、最近決算の収支じりについては若干の改善は見られておりますけれども、しばしば指摘されておりますように、住民の生活を取り巻く各種の公共施設が非常に立ちおくれしております。そういう意味合いでは、非常にやるべき仕事を取り残されておるということでございますので、私も同様にいたしましては、決算の収支じりにとらわれず、地方行政の充実をはかっていく必要が今後とも引き続き強く要請されておる、こういうふうに考えておるわけでございます。

○小川(新)委員 大ざっぱに都道府県の財政が豊かになったというだけでは、私どもはちよっと疑問があるのですけれども、一級河川の水源地、これは後進県なんですか、そしてこれはダム等をつくる。ある程度緩和を認められておりますが、それよりちよっと下のほうの県、こういうふうに考えてみますと、この河川法の改正案の対象になる県というものは一体どこどここの県なのか、そしてこの河川の改良工事の特例、補助工事の予算額の影響というものは、それらの県にどのようにあらわれてくるのか。一体現実にはどの県がこの法律に一番該当しているのか。その県の財政というものは一体どうなのか、これが私たちの知りたいところなんです。その点はいかがでございますか。

○坂野政府委員 お答えします。

四十五年度の予算でもって私ども一応想定いたしております。これは予算の個所づけ等がダムのほかは、あまりまだ河川等は最終的に意図しておりませんので、その段階で申し上げますと、該当しない県を逆に申し上げますと、石川県と山口県と長崎県がたまたま四十五年度においてはこの特例に該当しますが、その他の県は全部この特例措置といえますか、四分の三を一部延長するといふ措置が認められますれば、該当する次第でございます。

憾のないようにやっていきたいと思っております。

○小川(新)委員 当然この当該府県の財政というものが、一体どういう状態になっているかということが問題なんです、自治省としてはどうですか。

○森岡説明員 お答え申し上げます。

ただいま建設省のほうからお答えがありましたけれども、四十五年度の事業費配分につきましてはまだ確定いたしておりませんので、私どももいたしまして、各府県の財政に与える影響を、具体的な数字でもってお答え申し上げる資料を持ち合わせておりません。ただ、関係いたします府県の数はかなり多くございます。でございますので、どの県に何億ということまではちょっといまのところ申し上げかねますので、御了承願いたいと思っております。

○小川(新)委員 大臣もお聞きになったとおり、一番問題となるのは、河川改修工事等を伴うにあつた、こういった都道府県に財源的なしわ寄せがどのように影響があらわれてくるか、また、いま言ったとおり、最も必要な府県というのはどこなのかということがまずキヤッチされておらないと、いろんな面で、ただ大ざっぱに地方公共団体の財源が豊かになったんだ、財政事情が好転したんだ、いろんな事情があるのじゃないけれども、そういう好転したというだけで判断するというのは、非常に私は危険だと思つております。後日、この資料についてはお願いしたいのでございます。

そこで、これはあらためてもう一ぺん自治省にお尋ねいたしますけれども、大体当該都道府県の財政指数ですね、また、この指数及び自主財源の比率というものはどうなつておるのか、それがまた一般財源——要するに一般財源の伸びは、本年度はこの当該関係しておるところはまだはつきりしてないようでございます、大ざっぱでけっこうですが、その一般財源の伸びは、本年度、四十五年はどのくらい伸びているか、その点お願いいたします。

○森岡説明員 地方財政全般について申し上げますと、地方税の昭和四十五年度自然増収見込み額は、対前年で約二〇・五%でございます。金額にいたしまして約五千八百億、地方交付税の伸びは二・八%、金額にいたしまして約三千三十一億円でございます。税と交付税を合わせました、いわゆる一般財源の増は、そういう意味合いで二〇ないし二一という形になっております。

○小川(新)委員 そこで、当該都道府県の工事量と、今回引き下げられるために地方費の負担増は一体幾らぐらいなのか。差し引きどのくらいの差が出てくるのか。

○森岡説明員 先ほども申し上げましたように、個々の府県の河川の事業費の配分がきまつておりませんので、何県に幾ら地方負担がふえる、こういうことをいま申し上げる資料を持たないのでございますが、私どももいたしましては、地方負担が制度改正によりまして増加し、それによつて事業の執行が困難になるといふ事態にならないようにはできるだけの措置を講じてまいりたい、こういうふうな考えております。

○小川(新)委員 その場合、これは建設大臣にもちょっとお尋ねしたいのですが、地方交付税ですね、普通交付税において何らかの負担といふものを、めんどろを見てやるような配慮といふものが考えられているのですか。

○根本国務大臣 ただいま自治省からお話がありましたように、そういう点は、自治省でも配慮をするという前提に立つておるのでございます。

○小川(新)委員 これはまた大きな問題なんです、われわれとしても、いまここで私が言うことは差しさわりのあるので申し上げますが、何らかの決議を行なわなければならぬというふうな考えを私は持つておりますので、あらためて聞いたわけ

です。そこで私、大臣は二時から御用があるというふうなことに聞いておりますので、その前にちょっとほかのことへ話題を転じたいのですが、ダムに關係したことなんです。これは、ダム等に関する予算

の措置も講ぜられておりますので、全然關係がないということをお尋ねするので、ちょっとお尋ねをしておきたい、こう思つております。あとゆつくり遡り点でまた御質問をさせていただきますが、利根川開発の一連のダム工事、これは重大な問題になっておりますが、諸般の問題に關連いたしまして、このダム工事が一体計画どおり進んでいるのか進んでいないのか。特に首都圏の水需要といふものは、昭和六十年においては、現在のままでは当然まかない切れない。御存じのとおり、国民一人当たりの水需要という基準も上がつてきておりますし、都市化に伴うところの南関東、また北関東に大量の人口が流れ、集中されてくるというところは、大臣の前回の都市問題の方策についても御発表があつたとおり、私どもはそういう観点に立つて、建設省の利根川開発基本計画、こういう水需要という問題をとらまえて、幾つかのダム群の計画並びに建設が進展しておると思つております。特にお尋ねしたいのは、草木ダム、八ツ場ダム、この二点についてはいろいろ問題があるように聞いております。利根開発の一連のダム工事はどのような状態で進んでおられるのか、まず大臣から、このダム開発の構想といふものを一ぺんお聞きしておきたい、このように思つております。よろしくお願ひいたします。

○根本国務大臣 具体的な事例についてでございますから、河川局長から説明させます。

○坂野政府委員 御指摘のありました八ツ場ダムにつきましては、いま地元との調整に苦慮いたしておられますが、ともかくできる範囲内におきまして調査を進めておりました、四十五年度にはぜひとも地元との調整をはかりまして着工をはかりたい。それから草木ダムにつきましては、水資源開発公団においていま地元との調整、特に補償問題、公共補償等を重点にしまして進めておりました、四十八年度完成を目前にいま鋭意努力中でございます。

○小川(新)委員 草木ダムの現状については、これからしほつて河川局長にお尋ねいたしますが、当初の草木ダム完成予定年月日はいつであつたのかという点が一つ、第二点は、その予算規模は幾らであつたのかということ、第三点は、その当初計画とズレがあるのかないのか、また予算規模ではどれぐらい上乗せになるのかということ、それらの点について、草木ダムについてお尋ねいたします。

○坂野政府委員 お答えいたします。草木ダムにつきましては、当初の予定が四十五年度でございますが、用地補償等諸般の問題あるいは基本計画等の問題がございまして、先ほど申し上げましたように、四十八年度完成を目標に現在は進んでおります。それから予算につきましては、百八十七億程度と見ておりましたが、これは用地補償等の今後の問題等とも關連いたしまして、これをかなり上回る見込みでございます。まだはつきりいたしておりません。

○小川(新)委員 大臣、そこで問題があるのですが、水事業の点では非常に大事な点です。特に私は、土地の問題で大臣にお尋ねしたときには、私権の大幅制限は当然である、こういった点につきましては、土地の取用権といふものも強化していかねければならぬんじゃないか。また、過日の予算総括の質問の際には私は総理にお尋ねしたのですが、憲法第二十九条と第二十五条とはどちらが優先するの。この際には、総理は、第二十五条が優先するのである、国民の基本的生活の擁護をうたつたほうが優先するのである。こういうふう

に考えてまいりますと、多くの首都圏の水問題として建設省がこうしてプランを立てたダム群の開発が、当初より三年も延びた。私の調べでは、たぶん百三十億くらいであつたと思つておりますが、大幅なる予算増、これだけ一つ見ましても、国家財政に及ぼす影響は非常に大きなものが出てまいりまして、当然必要なものであるならば、あらゆる努力を傾注してこのダムの開発を進めなければならぬことは、これは都市サイドを待つまでもなく重要な問題でございます。だからといって、この補償の問題は大事になつてまいるわけでありま

すが、そういう問題について建設大臣は、首都圏の一番大きな水資源の根本問題である利根川開発のこのダム群構想については、今後どのような決意で当たられていくのか、また、これらの補償に対していろいろなトラブル等が起きてまいらぬと思はれますが、これに対してはどのような法的措置、また決意をもって臨まれるか、この点まず一点をお尋ねしたいのでございます。

○根本国務大臣 御指摘のとおり、水資源の開発が非常に重要な社会的な問題であり、政治問題化してきておるのであります。従来、やまもすれば水源地帯いわゆる上流のほうが、自分たちだけの犠牲において下流に利益を与えるというのは不公平である、こういう観念が強いために、特に水没するような地区の人々に非常に反対が多く、またこれを支持する一つの相当有力なるグループもありません。なかなかこれはむずかしい問題でござります。しかし、いま御指摘のように、最近ではもつと高い公益的観点からの問題をやらなければならぬという一般国民の世論も出てきたために、従来よりは若干、これは一つのムードとしてはよくなってきているんじゃないか。そこで、われわれといたしましては、こういう問題についてできるだけ関係者の同意を得て、なるべく円満にやりたいと思っております。特に、首都圏内の問題については従来いろいろ問題がありますので、機会を得ますならば、この前も他の委員会で申し上げましたが、上流地区の県知事、下流の関係の県知事と会合いたしまして、総体的にどのようにしてこういう問題に取り組むかということをお、私も入りました話し合いをしたい、こう思っております。

いま御指摘になりました二、三のダムについても、地元の方村では反対しておられるけれども、上級機関というか上の一つの組織である県議会などでは、条件さえよければこれはやるべきだというふうな、かなり複雑な動きもござりますので、できるだけこれは納得の上に進めたい。しかし、ごく少数の人の抵抗でこれができるまいというところに

なつてはたいへんでございますから、そういう場合には、この前御説明したように、土地収用権の発動ということも最終的にはやらなければならぬという場合になります。それをやらなければならぬばならぬ事態になるかもしれないけれども、なるべくそれはしたくないという気持ちでおる次第でござります。

○小川(新)委員 この草木ダムが当初より三年間もおくれたという弊害、これの与える影響という設備としては把握しておりますか。

○坂野政府委員 草木ダムは、御承知のように、利根川、特に渡良瀬川を主体とする洪水調節、水利用の点からいいますと、百三、四十万トンばかりの首都圏の水の供給を考えておられますので、一刻も早くこれは完成すべきであるというふうに考えております。いろいろおくれた原因はござりますが、さつき大臣もおっしゃいましたような地元のいろいろな関係、特に公共補償、生活再建、地域開発というふうな問題がからんでまいりました。水資源公団も相当努力はいたしておりますが、いろいろな問題がからみ合つておる関係上現在までおかれておるというところでござります。いろいろな問題が片づきつあります。近く個人補償についての基準等も発表できるような見通しがついております。今後は、これは早急に、ラストスパートといいますが、相当スピードアップできるんじゃないかというふうに期待いたしております。

○小川(新)委員 補償基準というものはどのくらいの額を示し、いつごろこの補償基準というものが発表できるのか。現在わかっているのであればお教え願いたいのです。

○坂野政府委員 補償基準の具体的な内容については、私もまだまだ存知していません。水公団のほうでいろいろ検討しておる段階でござります。時期につきましては、遠からず、公共補償の見

通しはもうほとんどついているということを開いておりますので、これは日ならずして示されるんじゃないかというふうに考えておりますし、私どもとしても、公団に対して早くそういう方向に持つていくように指導したいと思っております。

○小川(新)委員 一言申し上げたいのは、最初の計画では、四十五年に完成ということとはことし完成だったんです。それがいまだに補償基準も明確でない。ただ水資源開発公団にまかせているだけであるというところは、私は、当該監督官庁としては、ちょっとおくれしているのではないかと気がいたしました。だといって責めているわけではござりませんが、そういう点ひとつよろしく御配慮いただいで、少なくとも夏ごろまでには、七月ごろまでにはこの補償基準を明確にしていただきませんか、さらに大きな弊害が出てくるということなんです。

なぜ私がこのような問題をしつこく聞いているかと申しますと、最近草木ダムの中に、これは大臣も最もきらつている暴力団が介入してきたというところなんです。この事例は、朝日新聞に載つておりましたから大臣もごらんになったと思っております。長引けば長引くほどいろいろな虫がついてくる。特に憎むべき暴力行為組織団が、補償費目当てに純真な山村の過疎地帯の住民にいろいろな影響を与えながら入ってきた。こういうことは非常に御存じないと思ひますから詳しいことは聞きませんが、このような事例が発生しておりますことについては、どうお考えでございましょうか。

○根本国務大臣 具体的な事例についてはあまりよく存じませんが、私もかつて私の選挙区内でそういう事象がありまして、当局が非常に苦しんでおる状況も一、二知っております。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕
ある特定の勢力が、そういうふうな補償と工事と妨害するといふ二つの目的を持って建築をしたり、あるいは土地を少しづつ持つて妨害もしくは条件闘争に入るといふことで、非常に地元民自身

も困つておるといふ事象も、かつてあったことは私知っております。そういうことによつてこれらの特定の者が利益を得ることは、断固としてこれは排除しなければならぬと思つております。具体的な事例については、わかつておる範囲において河川局長からお答えいたさせます。

○小川(新)委員 警察庁から来ておいでになりますから、草木ダムの暴力団関係についてひとつ実態をお示し願いたいのです。

○岸説明員 ただいまの草木ダムにおきます暴力団の実態ということでは、昭和三十九年の六月ごろに、三十数世帯がバラックを建ててそこに住みついたのでござります。その中に暴力団系統の者が数名おりました。これらの者は、最初はダムの工事関係者に皮バンド等を売つておりましたが、部落の者には相手にされませず、その後いつとはなしに数が減つて、ほとんど住んでいないような状況であつたようであります。ことしの二月ごろになりました再び居住を始めまして、全員が居住しているわけじゃござりませんが、大体二、三名ずつ交代で泊まり込んでおるといふような状況でござります。

なお、これらの者が部落の者あるいは工事関係者等を相手に若干賭博を行つておるのではないかと、いろいろなりわいもござりますが、現在までのところ、まだ私どももいたしましては、具体的にそれを裏づける資料が残念ながらつかんでおりません。警察といたしましては、暴力団が——これはたいへん悪犯性の強い団体でござります。したがって、常にどのようなような行動に出るか、どのような犯罪を犯すおそれがあるかということについて警戒を重ねておるところでござります。本件につきましても不法事案を犯すことのないように警戒を続けておると同時に、不法事案があれば断固として取り締まるといふ方針で臨んでおる次第でござります。

○小川(新)委員 その暴力団の名前、勢力、組織をお願ひいたします。

○岸説明員 あそこに入っております団体と目されるものは、上州神梅一家と称する団体のようでございます。私どもで大体つかんでおりますのは、構成員二十数名でございます。

○小川(新)委員 警戒体制をしくと申しておりますけれども、当該市町村にはどれくらい警察官がおるのですか。

○岸説明員 ダムの管轄は大岡々警察署でございます。私、残念ながら大岡々警察署の定員を、きょう実は把握してまいっておりません。

○小川(新)委員 大岡々警察署では、その暴力団のいるところから何分くらいかかりますか。それで、そのところには駐在所があるのですか。

○岸説明員 大岡々警察署からは距離にして大体二十四キロくらい、駐在所は四キロくらい離れておるといふように承知しております。

○小川(新)委員 二十四キロというところは、六里くらいあるわけですね。その六里の体制の中で、当村には駐在所が一方所しかないのですか。おまわりさん一人しかいない。いま、固定忠治の流れをくむとかいふふうに新聞なんかでは書いておられますけれども、そういう暴力団が何のためにここに入ってきたか、何のためにこの平和な山村に暴力団が介入しなければならぬのか、これはどういふふうに調査されておりますか。

○岸説明員 暴力団と申しますのは、一般に利を追求いたすことのないへん強いものでございまして。したがって、山奥にも若干の利があるという見込みをつけて集まってきたのではないかと、いふように推測する次第でございます。

○小川(新)委員 そうしますと、テレビのドラマに出てくるような、犯罪を犯した者の隠れ家か何かでアジトと解釈していいのかわかるか、それとも人里離れた山の中で何事かをたくらんでいるのか、それともこれは河川関係の補償費をねらうためにわざわざそういうところに住みついたのか、それとも賭博が目的で、そこにたくさん落ちるお金を目的としてばくち等で巻き上げるのが目的なのか、この四点に対しては御調査があったと思

ますが、その前に、大岡々警察並びに群馬県警では何日に御調査になったのですか。

○岸説明員 大岡々警察署におきましては、先ほど申しましたように、四十一年に入ってきたところに注目して見ておったようでございます。なお、最近におきましてそういう新聞報道がありまして後に、係官を派遣して調査をいたしておるはずでございます。

○小川(新)委員 その点は、三月十三日に現場を視察なさっておりますね。それからその一日後に、群馬県警からも調査に行っております。そういう点は、もう少し明確に警察庁のほうでお調べをしておいていただかなければ困る問題です。

これは河川局長にお尋ねいたしますが、昭和四十一年には、もう草木ダムは当然ダムとしての目的を明らかにし、着工しておったと私は理解しておりますが、そういういたしますと河川法五十六条、五十七条、五十八条、同施行令の三十五条、同施行規則の三十二条、三十三条、すなわち河川予定地制限令にひっかかってくると思うのですが、これはどうでしょう。

○坂野政府委員 河川予定地の指定をいたしましたのが四十一年の九月十四日でございます。お話しのように、指定を告示したあとにおいて入ってきたものは明らかに違反になるわけでございます。

○小川(新)委員 そうしますと、明らかに河川制限令に違反しているということになりますと、これは補償の対象にはなりませんね。

○坂野政府委員 いろいろな事情があるかと思っておりますので、よく実態を調べないとわからないのですが、原則的には補償の対象にはなり得ないというところで、公団のほうにもそういう指導をいたすつもりでございます。

○小川(新)委員 そうすると、警察庁の岸課長さん、ただいまこれは違法である、そういう違法であるところにバラックを建てて——河川敷だと思

うものにはひっかからないのかどうか。そういう点が一つ。

それから、これらの好ましからざる神梅一家を、この地から駆逐することはできるのかできないのかという点でございます。

○岸説明員 初めのほうでございますが、補償金の請求その他をめぐりまして恐喝になる事案があれば、これは私どものほうで検挙をいたすつもりでございます。

それから、実際これらの場所におります事柄につきましては、立ちのき等の問題につきましては、第一義的な所有者なり管理者なり関係当局の立ちのき命令というものがあって手を尽くされる結果、強制執行や何かの場合になりました。初めてわれわれの活動が開始されるというのが通例でございます。

○小川(新)委員 河川局長、制限令に抵触するということになりまして、これは明らかにそういう目的でバラックを建ててここに住んでおるのでなければ、もうどこかところに建ててある建物の排除というものは建設省当局としてできるのかできないのか、またできない場合には、警察なんかの力をかりてやるかどうか、ましてこういう暴力団の場合はどうなんでしょうか。

○坂野政府委員 予定地を指定したあとにおいて、こういう問題があったらいかぬということ、河川管理者、担当職員が文書であるいは口頭で注意をしております。しかし、これを聞き入れないで強引に入り込んだという事実がございます。代執行等の方法もあるわけでございます。その辺につきましては、今後警察当局等ともいろいろ相談をしながら適切な措置を講ずるように、公団のほうとよくその辺は話し合っていきたいと考えております。

○小川(新)委員 非常にその点が明確でないと思

うのです。明らかにこれは制限令にひっかかっているというところをお認めになっていらっしやるし、補償金もお払いにならない。ましてや事件が起きていないですか。先月ですね、車に当

てた。当たり屋的なことをやって、二十万円恐喝された事例があるではありませんか。こういう問題が頻発するということもあるし、それから地元

の草木ダムの建設事務所では、涙金くらいは支払わなければならないであろうということを言っておりますけれども、この建設常任委員会の席上、

われわれの税金である涙金といつても、どれくらいが涙金であるかは定義がありませんし、どれくらいお払いになるかわかりませんが、草木建設事務所の係官の方がそうおっしゃっている。これは絶対に払わない、当然である、どうなのか、これが一点。

第二点は、警察庁の課長さん、そういう賭博だとか、先ほど言ったような自動車の当て逃げのために二十万円恐喝されたというふうな事例、こういう事例があるんですけれども、これはどうなんでしょう。

○坂野政府委員 前段の問題でございますが、補償金としては払うべきでないというところは、さっき申し上げたとおりでございます。

○岸説明員 二十万円の当て逃げによる恐喝というお話でございますが、私事情を聞いておりますので、さっそく調査をいたしたいと思っております。

なお、賭博その他につきましては、暴力団の主要資金が賭博であるということ、賭博捜査は、暴力団全体の問題といたしましても重点を置いておるところでございます。先ほど申し上げましたように、現地では、残念ながらまだ賭博の裏づけ資料をつかんでないという状況でございます。

○小川(新)委員 そういたしますと、このマル暴対策は非常に進んでおると私たちは理解しておるのですが、この地区からいろいろいう、たとえば証拠はつかんではいないけれども、明らかに沼田方面においては、お医者さんとか神主さんとかお坊さんとか町の有識者がばくちをやっているといううわさがありますし、この当該市町村の農家の方々が、ばくちで金をすって農協に借金を申し込んでおるといふ事例もある。この農協問題は

いずれ問題になってまいりますけれども、判こ

預けっぱなしなんです。そして何千万ですか何百万ですか知りませんが、相当の補償金が入ることをもくろんで、農協では金をどんと貸し付けておる。そのために競艇に行くとかあるいは競輪に行くという、そういう名目でばくちをやっております。それがいまだにつかめない。こういうことは明らかに——山村地帯で駐在のおまわりさんが一人しかいないし、大間々警察までは二十四キロも離れておる。こんなところでは事件の起きる可能性が非常に大きい。ましていわんや、ばく大なダメージの補償の金が入ってくる、これは暴力団のこういうなカモじゃないですか。それが事例がないとか証拠がつかめないとかいって、まして河川法にも抵触しているようなそういう暴力団に対しては、断固たる処置をとらなければならぬ。これに對してはどういう御決意で進まれるのですか。

○岸説明員 たいだいまも申し上げましたように、現在までつかんでおりませんが、いろいろな犯罪事実についてはこれをつかむべく、いま努力を盡しておる次第でございます。もちろん私も、暴力団につきましても見逃ししておるわけではございませんので、ふだんから情報の収集につとめ、その構成員の犯罪については常にたい決意をもって取り組んでおる次第でございます。

○小川(新)委員 ちよつと待ってください。私が聞いている質問は、このかたい決意はわかったのです。決意はわかったから、この当該市町村にいま果食しているこの連中に対しては、どういふ処置をとるのかというのが私の質問なんです。

○岸説明員 きょうのお話を現地のほうによく伝えまして、十分犯罪の検挙に努力いたしたいと思っております。

○小川(新)委員 そんなことを言っているから私とかみ合わないのであって、これはもう県警でも大間々警察でも、調査に行かれていられるので、四十年に入っているのではありません。ことしは四十五年です。五年間も放置してあるのです。だからこれは、マル暴対策が進んでいる、進んでいる

と言っているが、明らかに言ったように、河川局長は、河川制限令に抵触していると言っているやありませんか。何の目的もないじゃないですか、何のために借地権をとって、何のために暴力団が入っているのですか。だから、こういう目的がはつきりしない、こういう住めないという警察は、どういふ態度をとるのかということをお願いいたします。

○岸説明員 暴力団の排除につきましては、現地警察ともよく話し合っています。もちろん現地の関係当局との関係もございまして、十分話し合っています。これが排除に努力いたしたいと思っております。

○小川(新)委員 まあ排除に努力するということがありますが、ひとつ期待しております。そういたしません、何か突発的な犯罪事故、婦女暴行とか恐喝とかばくちの問題とか窃盗とか、いろいろな刑事事件が頻発するような懸念がなきにあらざりだから、私は御注意申し上げておるのであります。すみやかにその点をお願いするものであります。特に私、河川法施行法の一部改正の法律案の中で、こういう問題を取り上げるのは本意ではないのでありますけれども、ダム等に関する一連の水資源開発に伴う——四十五年の完成が四十八年にまで延びている。それに伴う社会的、経済的損失というものはたいへんなものであるから、私は、この河川法の趣旨というものを、ほんとうにあらゆる角度から地元府県に、財政的にも精神的にも影響のないようにひとつ与えてもらいたいということを言いたいわけで、いま質問したわけでは、次に進みます。

次は、都市河川についてお尋ねいたします。最近行管庁から河川局にいろいろと勧告があった問題がございしますが、その点についてお尋ねするのでありますけれども、局長、どういふ点が勧告になってきたのですか。

○坂野政府委員 最近、都市河川をめぐるいろいろな治水上の問題が、都市の発展ともに出てまいっております。都市河川をめぐる管理上の問題、特に普通河川の管理の問題、それから下水道あるいは農業用排水等の調整の問題、それから整備の事業につきましましては改修計画の策定の問題、それから用地取得の問題、それから最近行なわれている大規模宅地開発との調整のあり方の問題、それから都市河川の整備の問題に関する諸対策につきましまして、先ほど申し上げた下水道の調整をはかっている、総合的な計画、排水計画を立てる必要があるのじゃないか。最後に、都市河川の浄化の問題につきましまして、積極的にその対策事業を推進する必要があるというふうな趣旨でございます。

○小川(新)委員 局長、この都市河川の責任の分野はどこにあるかということなのですが、一級河川、二級河川、普通河川、要するに河川法にいう都市河川、または準用していない河川、これらの都市河川というものは、管理する責任は、河川法で、都道府県が管理責任を持つておるのか、市町村が管理責任を持つておるのか、どこのか、ございませうか。

○坂野政府委員 御承知のように、河川法で一級河川、二級河川と分かれておまして、大体一級水系に属するものはそれぞれの指定をされておるから、それ以外のいわゆる普通河川と称するものがございまして、これはあるものは下水道の管理者が管理をして下水道事業を行なっております。それからまた、都市の中でも農業用の水路として使われておる、こういうものもございまして、そういうものはその団体がやらせておる。それから市町村が独自の立場で管理をしておるもの、それ以外のもの、そういう管理に属しない一般的な、いわゆる小さな河川というものもござい

ます。○小川(新)委員 財産上の管理権というものは都道府県にあると理解しておりますが、行管から指

摘を受けております。この管理責任が不明確なまま放置されておるいろいろな諸問題が提起されておりますが、都道府県が財産上の管理を持つ責任があるにもかかわらず、その実態を掌握しておる都道府県というのに対しては、行管から指摘されておりますが、実態はどうなんですか、ございませうか。

○森岡説明員 御指摘のように、一般的には、財産上の管理につきましては建設大臣の機関委任を受けた都道府県知事が管理をする、こういうことに普通河川については相なっております。これもまた御指摘のように、行管の勧告によりまして、都道府県で管理の条例を定めておる事例がかなり少ないというのが実態でございます。私どももいたしましては、こういう御指摘もあつたこととございまして、今後管理の万全を期するよう一応監督、指導をしてみたい、こういうふうに思っております。

○小川(新)委員 これは河川局長、昨年都市河川対策室を設けておりましたが、どういふ都市河川対策室は、これらの都市河川の、たいだいま申し上げましたように自治省でも遺憾の意を表明し、これから監督していくことをおっしゃってありますが、これは責任、管理の所在が不明確なので、この都市河川対策室を設けたのは、こういう河川をいろいろと管理、監督していくためである、私は理解したのでありますけれども、これとはどういふ関係がございませうか。

○坂野政府委員 都市河川対策室は、最近の都市河川をめぐるいろいろな水害の頻発にかんがみまして、都市の治水問題を総合的にひとつ処理していくことということで、そこに主眼を置いて設けられたものでございます。もちろんその中には、河川の行政上の管理も非常に重要な問題であり、水政課という課がございまして、その辺でひとつ総合的に河川の管理のあり方の問題等を含めまして、今後どういふ措置をとればいいのかという問題

につきましまして、行管の勧告もございまして、十

五

分尊重した方向で検討してまいりたいと考えております。

○小川(新)委員 それから、大都市等の都市化に伴って、下水道だかぶだか川だかわからない、もう汚濁しておきまして、わからないようになった都市河川があります。こういうのは都市下水としての下水道として、市町村に管理の委任を行なうていたほうが私は適切だと思っております。これがこれに対するお考えはいかがでございますか。

○坂野政府委員 下水道と河川の調整でございますが、河川は、どちらかというと機能的には面積の広い流域を持つもの、あるいは山地なり丘陵部から流れておるものというものを主体にいたしまして河川の事業を行ない、河川の管理を行なうていこう。それ以外のもの、小規模なものにつきましては、下水としての役割りが重要なものについては両方で十分話し合ひまして、その辺の仕分けを今後はつきりとやってみたいと思っております。それから農業用水につきましても、すでにその用途を失つておるものもございますので、その辺もあわせてひとつ総合的な立場で仕分けをして、管理区分というものはつきりしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、四十五年度からは、そういった小さな河川につきましても、東京都並びに六指定市につきましては補助制度を新しく設けるわけでございますけれども、そういった管理の問題につきましては、今後の問題として研究してまいりたい。とりあえず利用面におきましてそういった問題があるような点につきましては、優先的に事業を実施していきたいというふうに考えております。

○小川(新)委員 これは政務次官にお尋ねいたしますが、財源の問題がいろいろ問題になっておると思ひます。いま新都市計画法で、市街化区域と調整区域の線引きが盛んに行なわれておきまして、固定資産税のあり方が、地方自治体に及ぼす財源の問題で非常に大きくなってまいります。そこで、市街化区域内に指定された農地というものは、

は、一体農地並みに課税をしていくのでありましようか。なぜ私がこういうことを質問するかという、河川の財源として非常に大きな影響を持つてくるからお尋ねするわけでございます。この点はどうかでございますか。

○竹内(藤)政府委員 市街化区域の中に残りまし農地についての課税の問題につきましては、従前からいろいろ議論があつたことは先生御承知のとおりでございます。現在のところは、農地につきましてもそれが市街化区域に入ったからといって、直ちに固定資産税を宅地並みに評価するということにはなっていないわけでございます。ただ、税制調査会の答申におきまして、市街化区域の中でも都市的な環境の整備された地域については宅地との均衡をはかるべきである、そういう答申が出ておきまして、今年度の税制調査会の答申におきましても、その問題は引き続き検討するということになっておる。現在のところは、そういう段階でございます。したがって、市街化区域におきます農地について、固定資産税の評価を宅地並みに評価するという段階には至っていないわけでございます。

○小川(新)委員 この間の新聞によると、自治大臣は、四十六年度から市街化区域内にある農地は宅地並みに取り扱っていくというふうな意味の記事が書いてありました。ただ私がその理解しておるんじやなくて、これはこの席上ではつきりしておかなければならぬ問題でございますが、本来なら大臣に御答弁いただかなければならぬ。それも段階を分けてやらなければならぬ。大体三分の一ぐらいの安い税率でございます。そういう財源のあり方というものが、この河川法の四分の三から三分の二になっていく。いろいろな地方財政の好転の理由になってまいりますので、私はあえてここではつきりしておかないと困るので、四十六年度からたぶん自治大臣はおやりになるような意味のことが新聞に載せられておりましたが、私のひが目であつたかどうか。ただいま都市局長はまだまだその段階ではないと答える。こういう点が明確

にされてこない、私は、この河川法の改正問題について地方財政が好転するという一つの材料として見ていけない。こういう意味でお尋ねしているわけでございますが、局長さん、いかがでございますか。

○森岡説明員 所管外でございますので、申し上げるのはちょっとどうかと思ひますけれども、固定資産税の農地に対する課税につきましては、先ほど都市局長のお話にもございましたように、かねてから非常にむずかしい問題になっておるわけでございます。市街化区域の線引きが行なわれまして後に、その中にある農地について、宅地との評価課税のパラメータをとることはぜひ必要だという御意見でございます。固定資産税の性格、これは財産課税ではございますけれども、収益税という性格もあるというふうにいわれておりますので、そういう観点から見て問題があるのではないかと、全く正反對の御意見があるわけでございます。この問題につきましては、建設省当局もかねがね御研究され、自治省といはしまして、税制調査会等を通じて御審議をわすらわしておるわけでございますけれども、現段階ではまだ慎重に検討中である、こういう段階であるというふうに考えております。

○小川(新)委員 課長さん、そうしますと、毎日新聞や読売新聞に出たのは、まだまだ四十六年度には、この固定資産税はあくまでも農地並みでやっていくんだ、そうなつてまいりますと、あの新聞を見て喜んだり悲しんだりした多くの人たちがおりますが、大臣の答えることは、課長さんといえども全部一貫してると私は思つております。その点がどうも不明確で、いろいろな意見、考え方を私聞いておるのではございませんで、そのものずばりを聞いておるのであります。この河川法に關する自治体の財源問題に關連しているから聞いておるのであつて、全然無関係なことを聞いておるのではないかと私は理解しております。いかがでございますか。

○森岡説明員 おしかりを受けますけれども、

が、私、実は先生御指摘の大臣の発言要旨を十分承知しておりますので、お答えが的確でございます。お尋ねも、おそらく四十六年度までに、大問題でございますので結論を出したい、こういうことではないかと、私なりに考えております。

○小川(新)委員 ここに発言した大臣がおりますから、あなたに責任を転嫁するわけではございません、しかるわけではございませんが、ちょっと不勉強なように私理解するのであります。(所管が違ふ)と呼ぶ者あり)それはそれでございませけれども、それくらいのこと、これは大事な問題であつて、自治省としても当然——私しかつておるわけでも何でもありません。ただ、ちょっとやみを言つただけであります。

そこで政務次官、これはどうしてあなたにお答へ願ひたい。すぐ局長にパトンタッチされないので、きょうは大臣のかわりにお答へいたしたいと、私手ぐすね引いて待つていたわけですよ。

市街化調整区域内にある不動産業者が買い占めてある土地は、私の知つてゐる範囲で、南関東の東京、神奈川、埼玉、千葉だけで四千四百ヘクタール以上ある。四千四百ヘクタール以上ありますが、法律では、市街化調整区域というものは開発できないことになっておる。ただ、政令にゆだねております。これもちょっと私は異論がある。法律で禁止してあるのを、政令でそういうことをやるというの、ちょっと私異論がありますけれども、それはそれとしまして、これはたぶん局長のところ、日本不動産協会の陳情、請願がいつていふところ、そこで、この大事な河川法と關係してくるのでなければ、この不動産業者の持つておる土地を、市街化調整区域に線引きが決定したら開発させるかさせないか。南関東だけで約二十万户ぐらゐる家が建つ計算になっておりますが、これは政務次官、大事な政治問題になっておりますが、よく御意見を聞いてからでけつこうです、どうでしょうか。

○田村政府委員 お答えします。

市街化調整区域内に残りましたものにつきましては、もちろんかつてな開発を許しません。個々の問題につきましても、この計画を推進するにあたって妥当なものでない場合は、検討を加えるという趣意はあるが、原則として開発は許さないつもりでございます。

○小川(新)委員 とうとうと、市街化調整区域に線引きされたならば、不動産業者の持つてある土地といふものは、特例はございしますが、二十ヘクタール以下のものは許可しない、こう理解していいですか。これは局長でけっこうです。

○竹内(藤)政府委員 相当大規模なまとまった面積の宅地開発でありまして、都市計画法の上では、市街化区域に入れて市街化をしていくというのが原則でございます。ただ、今度の市街化区域の設定にあたりましては、農業との調整あるいは公共投資の負担方法、あるいはたたいま問題になつております河川改修との関連というふうなことがございまして、十分調整がつかない場合は、やむを得ず市街化調整区域に残るというものが出てくる。そういうものにつきましては、調整がつかないものにつきましては、現在の段階では調整区域に入れざるを得ない。そういう場合に、ただその市街化区域の生まれ方によりまして、法律にも書いてございまして、市街化の区域の市街化状況から見まして、そういうような適地がとうてい市街化区域の中に得られないというふうな場合には、やむを得ず開発許可という形で、二十ヘクタール以上のまとまったものにつきまして許可をするというものが出てくるわけでございます。原則として許可しない、こういう考え方でございまして。

○小川(新)委員 原則としては、これはもう調整区域になつたら許可しない、どんなに泣きついてもしない。そうですね。

○竹内(藤)政府委員 ただいま申し上げましたように、市街化調整区域の状況から見ると、適地がないというふうな場合を除きましては許可をしない。

○小川(新)委員 そこで、市街化調整区域は公共投資を抑制することになつておりますが、現実には政令によつて二十ヘクタール以上の開発が許可されることは、いま御答弁になつたとおりであります。そこで、河川改修工事というものを、公共投資をもつてこの市街化調整区域内においても行なうのかどうか。開発者だけにまかせるのかどうか。

○坂野政府委員 河川の立場からいいますと、市街化された地域については重点的に公共投資を行なう。調整区域につきましても、必要なものはやはりほつておけませんので、もちろん市街化区域に比べますとテンポは落ちるかと思ひますが、その場合に、いまおっしゃるような大規模な開発行為が出てまいりましたら、もちろんそれを許可する場合には河川管理者に対しての協議もあるわけでございます。そういう観点からよく審査いたしました以上は、もちろん公共事業を行なうわけを認めた以上は、その場合に、開発の事業主体のほうから、原荷主負担といふか、そういう負担の方法等につきましては、できるだけ積極的に進めていただきたい。現に一部、そういうように原荷主負担について、ひとつ積極的に考えてまいりたいと思ひます。

○小川(新)委員 そうしますと、河川法第十八条によつて原因者の工事施行を定めておりますね。そうしますと、住宅公団や住宅供給公社、民間デベロッパーにそういう工事をさせる、こう理解していいですか。

○坂野政府委員 事実行為としてそういう開発行為をやれば、それだけやはり下流なり各方面に影響が出てくるわけでありまして、そういう法令そのものではございせんが、法令の精神によつて影響分に相当する分くらいは、ひとつ積極的に協力してもらつた方法で、事実問題として措置

してまいりたいと思ひます。

○小川(新)委員 地方公共団体の財政好転ということも、局長、今回のような河川法一部改正ということに伴つて、道路にもいろいろことが当てはまつてくる。港湾にも当てはまつてくる。事実道路とか港湾等には、こういう国と都道府県との財源の配分比率の変更というものが、財政好転という理由によつてあるのか、ないのですか。

○井上説明員 便宜私からお答えいたします。四十五年度予算におきまして、国の負担割合が変わつておりますものは港湾に、ごく一部の例ですが、ございまして。それから道路につきましても、国道の短い地区のうち特定の要件を満たしているものについて、若干の調整を予定してございまして。

○小川(新)委員 政務次官、こういうスタイルがどんでん返らされてきますと、財政好転、好転といつても建築にもあらわれてくる。道路にも出てくる。いろいろな面にかういふた姿があらわれてくる。いろいろな面にかういふた姿があらわれてくる。このことは、好ましいことではないと思ひます。少くも河川緊急整備長期計画といたつたほうがいいと思ひます。これは建設省の意向はさうであつても、大蔵省あたり、おそらく福田さんあたりから、そんななまぬるいことを言つてははいかぬ、この際、もう国の援助というものはこの辺である程度あれして、好転した都道府県に財源を出させるのだというふうな考え方であると思ひます。政務次官、こういう姿をどう思ひますか。

○田村政府委員 お答えいたします。思ひは同じでありますけれども、実はこの河川法制定当時の経過を伺いますと、ことしの三月末日までで一応期限になつております。したがつて、ほつておけば全部三分の二にダウンするわけでありまして、何とかかじりついて、せめて大規模な事業あるいはダムについては、従来どおり

こうじゃないかということの折衝をしたわけでありまして。大蔵省におかれましては、私から言ひにくいのでありますが、なかなかきびしい打ち切りをやりますので、思うように金をもらへませぬ。しかしながら、いま仰せのように、地方自治体の財政が少々好転したらしいということ、直ちに何でもかんでも地方に負担をバックさせてよろしいかということになりますれば、行政の運びとしては考へるべき点もあらうと思ひますが、いまの一般河川の事態につきましても、何もきょう急に全部ダウンするのでなくして、五年の期限内においてということ、今日までサーピスしてきたということをお知らせ願ひまして、今後なお検討したいと思ひます。

○小川(新)委員 これは政務次官、ことばじりをとらえて言うのではないが、サーピスといふものではないです。それはまずいんです。政務次官だつて私と一緒に視察に行つたときは、山の中まで陳情が来て、あなたも山の中まで出ていってサーピスこれつとめた。これがサーピスで、財政的な問題にサーピスのどうのこうのという問題ではないです。これは地方財政がたいへんであるといふ一つの原則に立つて国がやったのであつて、サーピスだとかないとかいふ単純な理論のもとに四分の三を三分の二に削るか、そういう問題ではない、こゝろ私には理解しているが、いかがですか。

○田村政府委員 サーピス問答をしているつもりはありませんが、ことし三月末日まで現行でありますから、せめて大規模なものあるいはダム等につきましては従来どおり高率の補助率のいこう等につきましては、たゞいま申し上げましたように今後検討の余地があるか、このような考えます。御理解願ひたいと思ひます。

○小川(新)委員 大蔵省せつかく来ておいでになりますから、地方財政が好転した、好転したと言つてはいいけれども、まず第一点として見通しはどうなんですか。

○小川(新)委員 地方公共団体の財政好転ということも、局長、今回のような河川法一部改正ということに伴つて、道路にもいろいろことが当てはまつてくる。港湾にも当てはまつてくる。事実道路とか港湾等には、こういう国と都道府県との財源の配分比率の変更というものが、財政好転という理由によつてあるのか、ないのですか。

○井上説明員 便宜私からお答えいたします。四十五年度予算におきまして、国の負担割合が変わつておりますものは港湾に、ごく一部の例ですが、ございまして。それから道路につきましても、国道の短い地区のうち特定の要件を満たしているものについて、若干の調整を予定してございまして。

○小川(新)委員 政務次官、こういうスタイルがどんでん返らされてきますと、財政好転、好転といつても建築にもあらわれてくる。道路にも出てくる。いろいろな面にかういふた姿があらわれてくる。このことは、好ましいことではないと思ひます。少くも河川緊急整備長期計画といたつたほうがいいと思ひます。これは建設省の意向はさうであつても、大蔵省あたり、おそらく福田さんあたりから、そんななまぬるいことを言つてははいかぬ、この際、もう国の援助というものはこの辺である程度あれして、好転した都道府県に財源を出させるのだというふうな考え方であると思ひます。政務次官、こういう姿をどう思ひますか。

○田村政府委員 お答えいたします。思ひは同じでありますけれども、実はこの河川法制定当時の経過を伺いますと、ことしの三月末日までで一応期限になつております。したがつて、ほつておけば全部三分の二にダウンするわけでありまして、何とかかじりついて、せめて大規模な事業あるいはダムについては、従来どおり

こうじゃないかということの折衝をしたわけでありまして。大蔵省におかれましては、私から言ひにくいのでありますが、なかなかきびしい打ち切りをやりますので、思うように金をもらへませぬ。しかしながら、いま仰せのように、地方自治体の財政が少々好転したらしいということ、直ちに何でもかんでも地方に負担をバックさせてよろしいかということになりますれば、行政の運びとしては考へるべき点もあらうと思ひますが、いまの一般河川の事態につきましても、何もきょう急に全部ダウンするのでなくして、五年の期限内においてということ、今日までサーピスしてきたということをお知らせ願ひまして、今後なお検討したいと思ひます。

○小川(新)委員 これは政務次官、ことばじりをとらえて言うのではないが、サーピスといふものではないです。それはまずいんです。政務次官だつて私と一緒に視察に行つたときは、山の中まで陳情が来て、あなたも山の中まで出ていってサーピスこれつとめた。これがサーピスで、財政的な問題にサーピスのどうのこうのという問題ではないです。これは地方財政がたいへんであるといふ一つの原則に立つて国がやったのであつて、サーピスだとかないとかいふ単純な理論のもとに四分の三を三分の二に削るか、そういう問題ではない、こゝろ私には理解しているが、いかがですか。

○田村政府委員 サーピス問答をしているつもりはありませんが、ことし三月末日まで現行でありますから、せめて大規模なものあるいはダム等につきましては従来どおり高率の補助率のいこう等につきましては、たゞいま申し上げましたように今後検討の余地があるか、このような考えます。御理解願ひたいと思ひます。

○小川(新)委員 大蔵省せつかく来ておいでになりますから、地方財政が好転した、好転したと言つてはいいけれども、まず第一点として見通しはどうなんですか。

それから地方財政の問題、地方公共団体といつても、ほんとうに行政をやっているのはやはり市町村なんです。これはあとで私言いたいのですけれども、埼玉県の人口過密地帯なんかというものは、ちっとも黒字じゃないんですよ。やろうと思えば一ぱいある。やらないでもって財政が好転したという事例をいまから言います。やれば金なんかなくなっちゃう。行管から指摘されている。地方公共団体は、もともとやらなければならぬというのを一ぱいいわれています。たとえば建築基準法第三十九条に基づく災害危険区域の指定を履行して、どんだん河川整備をしていったら金なんかなくなっちゃう。だから整備しないのですよ。それを行政管理局から指摘されているんですよ。危険なところへ家を建てちゃいけませんよ。それはなぜかという、危険ということに指定すればその河川を改修しなければならぬ。だから、しないのですよ。それでただ宅地が安い、土地が安いという理由だけでこうなっている。私は埼玉県の出身だから埼玉県の例をあげておもしろいんですけども、ほんとうに好転していますか。埼玉県はどうですか。大蔵省はどう見えていますか。

○後藤説明員 地方財政を担当しております後藤でございます。

第一点の問題でございますが、大蔵大臣がよく申しておるわけでございますけれども、国と地方財政とは車の両輪のような関係にあります。相補完しながら国民各層のいろいろな行政費をまかなっていつているんだ。そういうふうなことで、各交付税率を見ましても、二十九年当時三税の約二〇%ございましたが、それから発足いたしました現在では三二%、あるいは国庫補助事業につきましても補助率の引き上げであるとか、あるいは後進地域のかさ上げであるとか、それから新たな単独事業の補助事業の採択、それから税源のたぐい消費税の増大、いろいろなことをやりながら、国と地方とは手をとりながらここまでやってまいっておるわけでございます。

それで、地方財政の好転の問題でございますが、これはやはり相対的な問題でございます。現在の地方行政のいろいろな水準に比べまして十分であるというふうなことは、私も毛頭思っておりません。ただ、先ほども自治省の財政課長が申しましたように、決算じり等の実質収支あるいは積み立て金の状況等を見ましても、かなり伸びてまいっております。たとえば二九・五から三二%に引き上げました四十一年は、経済の非常に一時的に落ち込んだときでございますが、その年は国税三税の一分は二百三十億であったわけでございますが、ここの当初予算では五百三十億というふうな金額もふくらんでまいっております。一般財源と申しますか、地方税、交付税、それから譲与税等の一般財源の増加額は、四十一年当時千五百八十一億であったわけでございますが、四十五年年度の財政計画では八千九百六十八億というふうに、財政計画の一般財源も伸びてまいっております。このような情勢を考慮しまして、やはり今後とも国と地方財政とは相補完しながら、新しい七〇年代のいろいろな行政需要に即応してまいりたいというふうな観点からの、若干の調整額というふうには私は理解しております。

○小川(新)委員 数字をあげて反論されたわけですが、私も数字をあげてここでやればいいのですけれども、時間がありませんからやりませんが、大蔵省でもよく御存じのとおり、埼玉県のような過密人口地帯は、教育の問題に大和町などという町は七割もとられちゃって、元利償還の起債の借金だけでも一億も返さなければならぬ。そして、その一般予算は七億しかない。ほんとうに火の車というところもあるのです。ただ、確かに都道府県というのは、よくなってきていることは事実です。これはわかる。そこで私は、地方行政の財政の組み方、財源の配分のしかたというものは、これから考えなければいかぬという段階に来ていると思っております。そういう点を考えながら、なおかつこの四分の三という問題が論じられていると私は理解したいのです。なかなかそこ

まではできないと思うのですが、こういう点も今後の議題となっていくのではないかと、論議的になつていくと思っております。

そこで河川局長、第三次治水事業計画が、この四分の三から三分の二に下がることによって遅滞することがないだろうか、また、これは自治省にも聞きたいのですけれども、超過負担という問題はどうなつていくのか、この二点についてお尋ねいたします。

○坂野政府委員 第三次の治水事業五カ年計画でございますが、これは御承知のとおり、事業費ベースで純治水事業が一兆五千億、総投資二兆五百億ということになっております。現在の私ども推定では、別に今度の措置によって治水五カ年計画に支障を来たすことはないというふうに考えております。

超過負担の問題につきましてはあとでお答えいたします。

○森岡説明員 国の財政と地方財政との間で、国庫補助事業あるいは国庫負担事業が施行されます場合、補助単価あるいは事業費の単価などにつきまして適正でないために地方に超過負担が生ずるだろうというふうなことが問題になりました。四十二年度、四十三年度以降、その主要なものにつきまして、計画的な解消をはかつたわけでございます。たとえば農業改良普及員の補助でありますとか職員補助でありますとか、そういうたぐいのものについてやつてまいりましたが、いま御指摘の河川その他の公共事業につきましては、そういう意味合いでの超過負担というものは、私どもは、現段階では特に調査をしてやらなければならぬということはないのではないかと、こんなふうに考えております。

○小川(新)委員 局長、治水事業については特定財源の制度を設ける意向はありませんか。治水特別会計があるわけですね。道路特会法においてはその財源目的というものがはっきりしておりますが、そういう点において、治山治水の問題

についても特定財源の制度を設けて、道路特会法のような性格というものを打ち出していったほうが私はいよいよに思うのでございます。これはいろいろな議論があると思っておりますが、それではなぞこういつた治水特別会計があるのか。どうなんでしょう。

○坂野政府委員 特定財源の問題でございますが、これは私どもかねがね実は研究いたしておるわけでございますけれども、やはり道路だとか都市計画等々と若干先生御承知のように違つておりまして、受益地が非常に広範に複雑であるという点と不特定多数を対象にしているというふうな関係、また、その受益者負担等につきましても実質的にはなかなかむずかしいというふうなことで、現在のところ特定財源というものを制度化するということは困難でございます。しかし、検討はいたしております。

それから特定財源がないのに特別会計になっている理由という御質問だろうと思っておりますけれども、治水特会は、御承知のように、緊急措置法に基づく治水長期計画に伴つて治水事業に対する政府の経理を明確にするために設置されておりますけれども、性格的に言うところ、特定の事業を行なう場合という、財政法の第十三条に規定してあるようでございますが、それに該当するものとして、特定財源はないけれどもそういう特定の事業を行なうためにやるのだということ、ほかに港湾整備等もその例がござります。そういう立場でやっております。

○小川(新)委員 検討の要項として私要望しておきますが、要約して言うならば、地方公共団体の財源を圧迫しないようには十分な配慮をしなければならぬ。これは、私はこの法案に賛成するとかしないとかいう問題以前に立ち返つて、三割自治だとか、まして人口急増過密地帯、首都圏にあるところの都道府県というものは、非常な財源が要求されておる。だから一律に地方財政が好転したという大ざっぱな考えの中から、このあつた特例法を削つてしまふということ、ダム等大規模な

特例法を削つてしまふということ、ダム等大規模な

工事等においては、五年でずか期間をきめてやっておられますけれども、もっと大きな治山治水、利水の立場から論ずるならば、これはもっと大きな配慮をしていかなければならぬというふうな気持ちがいまひしひしとしております。この点については、あとの質問者も控えておりますから、私これで終わらせていただきますが、どうかひとつ十二分なる御配慮と、またわれわれの意見等もこれからどんどん聞いていただきたいということを要望しておきます。

最後に、私の持ち時間が参りましたので、お尋ねしておきますが、これはちよつと角度を変えまして、地方公共団体が行管から勧告されました。

「建築基準法第三十九条に基づき災害危険区域の指定を助行し、低湿地等、安全性に欠ける場所における宅地開発の規制を強化すること。」という一項目が今回の行管の勧告の中に織り込まれております。先ほども私申しましたように、これは河川に例をとりますと、当然こんなところにうちを建てて宅地開発をやったんでは危険なんだ。政務次官も私と災害を見たときに、私見ではございまして、御意見を述べておられましたことを私は覚えております。そういうことを行管が調査したときに、六十都道府県と市を調べた、それを実行しているところが大阪、札幌、北海道の浜中町、長野県の飯田市、名古屋の、たつたの五カ所しかないという実例がある。こういうことは非常に危険に思われ、河川対策上からも都市対策上からも遺憾に思われる。これはどなたでもよろしいのですが、関係の方で御答弁できる方がありません。ひとつこれについて御説明していただきたいと思つて、都市の立場から河川の立場からでも、どちらからでもけっこうです。

○前川説明員 建築基準法のお話でございますので、直接担当の建築指導課長のほうからまずお答えさせていただきます。

建築基準法の災害危険区域の制限につきまして、行管からそういうふうな勧告を受けております。われわれとしても、災害防止のために、従来

とも極力公共団体にそういう指定をするようにという指導しているわけでございます。ただ、御存じのように、この制限は、条例によりまして住宅の建築禁止という非常に強い制限まで入つておるものでございますから、実際上この指定を与えるために、地方公共団体その他についても慎重に扱つておるといふ点がありまして、なかなか実際上は進んでいないということも御指摘のとおりでございます。最近のいろいろな災害の発生状況、水害の発生状況、こういったことにかんがみて、われわれとしてもさらに極力この指定を推進したいというふうに考えているわけでございます。

○小川(新)委員 それほどしっかりしたお考えがあつても、なおかつ行政管理局からこうして勧告を受けている。これは前向きにもつと指定していかねばならぬ。ただし、これは正式に五カ所はやつているんですから、お願いいたします。これは自治省もひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

最後に、二点ですけれども、市街化調整区域に指定されました中において、その市街化調整区域の中に日本でもその地域しかないという資源がある。たとえば物をみがかく金剛砂という砂が市街化調整区域内に埋蔵されておる。だけれども、市街化調整区域というのには開発等が行なわれない。だめなんだ。規制されておりますけれども、こういう地下資源の開発というものは、市街化調整区域に練引きされた中にあるものに対してはどのよう

有効利用上必要な開発については、例外的に開発許可を与え得るといふことになっております。

○小川(新)委員 それでは、ただいま明快な御答弁をいただきましたから、まだたくさんございませうが、持ち時間が参りましたので、私の質問は終わらしていただきます。たいへんありがとうございます。

○天野(光)委員長代理 吉田之久君。
○吉田(之)委員 私も、引き続いて河川法施行法の一部改正法案に対しまして若干の質問をいたしたいと思います。

そこで、まず、今度のこの改正をめぐりましていろいろと論議が展開されているわけでございますが、どうしてもわれわれはこの問題の根源にさかのぼつて、この河川法施行法が制定されたころのいきさつをもう一度振り返つてみて問題を論じなければ、いろいろと混乱を起すおそれ、また誤解のままで法改正が進められていくおそれがある。その点について少しだけ話してみたいと思つておきます。

お互い承知いたしておりますように、昭和三十五年、閣議で治山治水の十カ年計画が策定されました。しかも昭和四十年、前期五カ年を終わつて後期に入るときに、あらためて五カ年計画が策定されました。そして昭和四十三年に再びこれが改められました。新治水五カ年計画ということで現在進められておるわけでございます。これは社会党の松浦委員から御質問があつたのでございまして、私も、当時河野建設大臣は、河川管理権を国に取り上げるということ、当然いままでも都道府県が管理いたしておりました水利権そのものを国が取り上げるという重大な変更でございまして、その代償として一級水系と二級水系に分離をして、一級河川、二級河川というものをはっきりと區別して、一級河川については国が原則として全責任を持つ、全責任を持つということ、全額国庫負担でやつていくのだ、こういう態度を明らかにされたところから、この問題が出發していると思つておきます。もつとも大蔵省とのいろいろな折衝の結果、

なかなかそうもいかずして、ならば四分の三でやつていくのではないかと、このことにきまつたこと聞いております。当時、将来この四分の三はそのまま維持存続されるのであつたかといふような国会の論議に対しては、当時の河野建設大臣は、一度上がったものが下がるといふふうなことはあり得ないのだ、上がったものは下がらないのが政治の常識であるといふふうな言明されたこと承つております。政務次官は、この辺のいきさつに対していろいろと御承知だと思つて、さらに詳しくひとつ当時の経過を御説明いただきたいと思つておきます。

○田村政府委員 お答えします。

河野大臣のただいまの御指摘の点につきまして、私ども残念ながら当時の経緯の詳細については承知いたしておりますが、現行の河川法についてのお話につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、今年の三月末日まで暫定的な措置として一応四分の三、したがつて次から三分の二にダウンする。ただいまの河野大臣の言われました点を私から御答弁申し上げますならば、せつかく高率の国庫負担率がきめてあるものを、一ぺんにどかんと落としてしまふ地方にたいへんな負担がかかります。そんなことは、法律をつくつた以上常識としてはあり得ないであらう、こういう河野大臣の御見解であつたかと思つて、私もそのとおりに感じます。

ただ、当時、一級河川については管理並びに管理の費用は全部国で持つんだというふうな意見もありました。地方公共団体のほうとしても、一応これだけの大河川の受益者負担という立場も考えられるのではないかと。したがつて、幾らか地元にも負担をというふうなことから、ただいまのような体制で出されたのではないかと、私そのように考えております。したがつて、その時期が来たものでありますから、ほつておけばいいかなり一挙に全部落ちてしまふ。せめてここで、ダムとか大規模集中的な経済効果をあげてその工事の完成を急がなければならぬ、また非常に広範囲な利害関係を持つような大事業については、従来どおり四

分の三の負担でいこうじゃないか、こういふので今日、その施行法の問題についていろいろと御審議を願っておる、このように理解をいたしておられます。

以上御答弁申し上げます。

○吉田(之)委員 一部ダウンすることは確かです。もちろん交付税とか起債等であるいろいろな配慮していけるようではありますけれども、少なくとも河川法施行法という段階では、一部負担率が都道府県の場合にダウンしていくことは明らかで事実です。いま政務次官は、それは河川といえども受益者負担という考え方を、当然一部適用せざるを得ないんだというところに理由を見出そうとなさっております。受益者負担という考え方は、ある日突然そういう考え方が出てくるものなのか。ならば十年前には、そういう考え方は出ていなかったのだから私は思います。それがどうしてこういふ考え方に変わらざるを得なかったのか、その辺の事情、いきさつを局長からでもひとつ……。

○坂野政府委員 お答えします。

受益者負担といいますが、国の持ち分と地方の持ち分という考え方で、やはり地方としても一般的に受益する問題があるので、全額国費ということじゃなくて、やはり地方も一部負担すべきじゃないかというのが――当初は、御承知のように、先生おっしゃいましたように一級河川を全部国が管理し、国が全額負担をし、そのかわり収入は全部国に帰属するというようなことでございまして、いろいろな折衝の結果そういうふうになりました。けれども、その辺の考え方の大義名分としては、やはり地方もそういう受益を受けるので、受益者負担というのに当たるかどうかあるいは問題があるかもしれませんが、そういうふうな考え方が導入されて、そしてそういう大義名分が立てられて、河川法としては本則ならば三分の二であるけれども、暫定的な措置として四分の三を国が負担、そのかわり四分の一は五年間だけは見ようというふうになって、おそらく河野大臣としてもそ

の当時財政の見直し、五年先のことでございますから、その時点でどういふふうにお考えになったかあれですけども、その後の情勢と比べるとかなり地方財政も好転しつつあるというふうなことで、政務次官が先ほどおっしゃいましたように、地方財政に急激なる影響を与えることはまずいというところで、ダムだとかあるいは大規模な工事につきましても、ダムだとか集中的に投資が必要だといふことになってまいりますと、それだけまた集中的に地方の負担がふえてはまずいというふうな考え方から、いまの案ができたわけでございます。

○吉田(之)委員 ちょっといま記録が届きましたので、当時の河野建設大臣と兒玉委員とのやりとりをもう一度調べてみたいと思っております。河野國務大臣が、「御説はごもっともですが、何も河川法が変ったから変わらぬからによつて、ダムの管理が変わるといふことはないので、これまでダムの運営につきましても十分に研究されてやっておられる。それを今度の河川法によつて、御承知のとおり、よりこまかく、より強度の監督権を発動してやろう、こういうことにはいたしておるわけでございます。なおこれが運用につきましても、万全を期して運用してまいります、こういうつもりでございます。」その次、兒玉委員の質問に再び答えて、「四十三年になりました、私が建設大臣をしておるとは考えられませんけれども、私は、従来の経験からまいります、こういう補助率が一べん上がったものが下がるというところは、日本の法律の常識や政治の常識にはない、こういうふうな考へて、これがこのまま続くものであると期待いたしておるわけでありまして、政務次官お聞きのとおり、こういうふうな当時建設大臣がお答えになつておるわけでございます。ところが、いまこのまま続かならうとしておるわけなんです。したがって、事はやはり相当重大でございます。私は、その受益者負担の原理を一がい否定はいたしません。だから、全額国庫負担すべきところを四分の一程度は地方で負担させ、四分の三は

国が負担する、こういうところで一つの区分が引かれておるといふふうなわれわれはお互いに解釈してもいいと思つております。ならばその受益者負担という概念はそのまま尊重されなければならぬのであつて、急にこの時点でその四分の三の線が基本的にくずされるということに対しては、われわれは非常に深い疑問を感じます。同時に、この法律は、もともと地方財政が苦しいからという一つ一つの条件と、それから治山治水の緊急性という一つ条件、いわばこの二つの柱のもとにその法律ができておるといふふうな考えられなければならぬと思つております。

そこで、いま地方財政がずいぶん好転してきているではないかというふうな説明がしばしばなされておるわけでございますけれども、それは一応横に置いておきまして、あとで論議をするといたしまして、その緊急性の問題ですね。

着席

○天野(光)委員長代理退席、正示委員長代理

○田村政府委員 お答えします。

考え方としては、現状でいくのは一番妥当であると思つております。ただ、五年の期限が一応暫定的な措置としてことしの三月末日ということになつておりますので、せめてその趣旨の中で、大きな事業につきましても従来どおりの四分の三を生かして、その他につきましてもはやむを得ない措置としてこのような審議をお願いいたしておるのであります。全部高率負担を施行するという希望ないし趣旨につきましても、全く同意見であります。この点につきましてもいま申し上げたとおりでありまして、暫定的に一応五年を切つた措置として今日その事態が来たのでありますから、大きな問題につきましても四分の三、その他につきましても三分の二に落ちることはやむを得ないのでないかということ、建設省としては審議をお願いいたしております。

○吉田(之)委員 政務次官の、何べんも切れてしまつた延ばさなければならぬのだとおっしゃること、それはお互いにわかりました。しかし、(一)それが大事だと呼ぶ者あり(二)それは大事です。けれども、いま政務次官がはしなくもおっしゃつたように、この四分の三のまま継続していきたい、最近はやりのことばでいへば自動延長していきたいという考え方については、お互いに希望や趣旨は全く一緒だ、こうおっしゃつておるわけなんです。一緒ならばこのままずっと自動延長すればいいのです。それを一部、いわゆるダムは当然としても、大規模な工事は四分の三でいくけれども、その他の工事は三分の二に落とそう、少くとも法律の文言からは落としていこう、こういうことは、政務次官としても、いまだどうしてをせうしなればならぬという理由が明確に出ないと思つておるのです。なぜいまの時点において一部脱落をさせていかざるを得ないのか、本法に戻さなければならぬのか、どうしても説得力がないように思つておるのです。われわれにわかるようにひとつ御説明をお願いしたい。

○田村政府委員 この問題につきましては、最初お答えいたしましたように、趣旨については全く同感のものであります。(一)同感ならそのとおりのべきだと呼ぶ者あり(二)そのとおりのべきだと言われましても、ただいま申し上げておられますように、暫定的に五年間という措置をいたしておられますので、その措置の時代が来たのはおけは全部がダウンする、せめて大きなものだけでもひとつ従来どおりにする、このことで御審議をお願いいたしておるのであります。従来どおりの高率負担がいじやないかと思つておる。ひとつおそれらごなたも御意見はないと思つておる。ひとついま申し上げました点で御了承をお願いしたい、かように考えます。

○吉田(之)委員 政務次官は何べんも同じように押しつておられますので、これ以上はあまりお聞

計画でやっておられるわけなんです、このほらも、今度河川のほりの国庫補助率が四分の三から一部三分の二に返ることならみ合わせて、四分の三から少し内容を交えていこうじゃないかという動きがあるやに聞いておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○養護政府委員 実には道路整備五カ年計画は昭和二十九年から実施されております。その間、これの緊急措置法の特例の負担率で実施されておつたわけでございます。その中で現在いろいろやっておるのを見ますと、街路事業と国道の四車線以上の二次改築、これは都市の周辺、ことに都市計画区域内では非常に同じようなものになってくるわけでございます。その辺が、いままでの例でございます。道路としてやる場合には四分の三、街路としてやる場合には三分の二というふうな不公平なことがありますので、そういう点をこの際改めて、道路でやる場合でも都市計画区域内の都市計画に規定されております四車線以上の道路の二次改築、こういうものについては街路と同じような三分の二にして四十五年から実施したいというふうに考えておりました、それに伴う政令の改正を、いま各省と協議をだんだんとしておるわけでございます。

もう一つは、北海道につきましては、これは先ほど言いましたように、国が直轄でやります場合には十分の十でございますが、道路法の施行令で北海道につきましては、一次改築はかなり進みました。まだ相当残っておる地域もございまして、十年前に比べて非常に進みまして、今度は二次改築になってまいりました。そのために、一次改築と二次改築ということになりますとやはり地元いろいろの利益関係もございまして、この際急激な負担の減といふことは道の負担に關係してまいりますので、これはいままでの十分の十を十分の九で二次改築をやつていきたいということ、これも道路法の施行令の一部改正を各省と協議している最中でございます。

○吉田(之)委員 そうすると道路局長、あなたの

ほうのこういう負担率の変更の考え方の基礎には、先ほどから問題になっておりますような地方財政事情というものは、直接は關係ないわけですね。その点いかがですか。

○養護政府委員 厳密にいいますと、国の負担が減つてその分だけが地方が多少でもふえるということ、地方財政との関連はないと言えませんが、いままの私たちの考えは、どちらかといえは是正という形で法律の調整をやつていきたいというふうに考えております。

○吉田(之)委員 政務次官お聞きのとおり、同じ建設省の管轄でも河川の場合と道路の場合、これは両方とも大事な柱になるべき問題でありますけれども、一方のほうでは内部の矛盾からこの際改正していくんだ、したがって直接地方財政事情をやらんでのことではない、しかも法律のたてまえからいってこれは変更できるわけなんです。こちらの河川の場合は、法律の書かれてある形式も違ひ、また今度法改正をしなければならぬ。しかもおっしゃつておられることは、地方財政が好転したからだ、こうおっしゃる。どうもその辺が、国民の側から見てもわれわれの側から聞いても、何だか思いつきでやつておられるようにしか見えないうです。そして理由はあつたらつておられるやうな感じがしてならないんです。さっきの受益者負担という発想からしても、あるいは今度の地方財政事情が好転したという理由づけからいっても、決して私は確たるものとは思わないう。こういう法律のたてまえ、それぞれ法の沿革によつて多少形式やかが違ひすることはわかりますけれども、どこかこの辺でも少し調整しておくべきではないか、もつとこういう重要な負担率という問題は、はつきりとした歯どめをしておかなければならぬんじゃないか。一方は政令できよらういってあすからでも交えられる、一方は理屈をつけてだんだんデスレートしていくというやり方が、これからの重要な建設行政を進めるにあつて、あるいは長期計画を推進していくにあつて、妥当なものであるとお考えかどうか。

○田村政府委員 お答えします。全体的に建設省内はもちろんでございますが、政府間の中で一つの事業についても考え方が違つたりしまして、負担率の問題とか法律の立て方あるいはたてまえにつきまして、いろいろと御審議願う中でおかしいんじゃないかということがたくさん出てまいります。ただいまの河川局長なり道路局長の答弁の中でも、いろいろとわれわれが将来検討を加えて是正すべき点がたくさんあると思ひます。私の口から恐縮であります、官僚の長き歴史の中にいろいろの問題があろうと思ひます。そういう大きなものをしよつて新しい時代にどう進むかということについては、重大な課題がたくさんあると思ひます。私も初めてこの地位におりますが、御意見を体しまして、ひとつこれからもつと答弁がスムーズにできるような明快な建設行政を推進していかなくちやならない、このように考えて、ただいま吉田委員の御質疑の過程を聴いたしております。私自身の考え方も述べまして、将来は皆さん方にも安心して御協力願えるような建設行政の立て方はどこにあるんだ、それはやはり過去のいろいろな問題点の分析も十二分に慎重にやつていくべきだ、このように考えまして、将来の建設行政に対する考え方を申し上げまして、御答弁にかえます。

○吉田(之)委員 初めて政務次官から田村さんらしい元気なおことばが出まして、われわれ非常にうれしく、また心強く思ひます。やはりそういう積極的な、しかも勇気ある決意で、この非常に複雑な建設行政の中でひとつ田村さん自身が努力していろいろと反映させ、また改善していつてもらわれないといけないんじゃないかというふうな気がいたします。

そこで、まあ問題は、いま一つ地方財政の問題でございますけれども、実はきのうも理事懇で服部さんが話をしておりました。ほくらが県会議員をやつていたころといまと比べてみると隔世の感があるんじゃないか—そのとおりであります、どの府県に参りましたも、ここに森岡課長もおら

れますが、確かに数字としては、都道府県の予算というものは非常に大きなものになってまいりました。しかし、私は、この数字だけを見て地方財政が豊かになった、やりやすくなったと即断するのは大きな間違いだと思ひます。十年前、二十年前と比べて、都道府県のなすべき仕事の内容というものが根本的に変わつてきております。たとえば、いままでそれぞれ農家の人たちが独自に処理をいたしておりましたし尿処理、これが今日ほどでないなかへ行きました。全部パキュームカーで、地方自治体がいろいろと協力しながら、あるいはみずから努力しながら処理をしておる。あるいは学校の内容も変わつてまいりました。老朽化した木造のすし詰め学校でありましたものが、最近では非常に近代的な充実した内容に変わつてきております。あるいはこの間建設大臣にもいろいろ申し上げましたが、団地がますますふえてくる。当然のこととして、託児所や保育所というものを地方自治体のみならず運営していかなければならない。さらに、これからは下水道というのをつくらなければならぬ。これはたいへんに金を食う仕事である、こういうことでございます。しかし、それは時代の趨勢に從つて、当然地方自治体がこれを実施しなければならぬ大きな課題になってきております。こういうことを考えたら、私は、地方財政というものは確かに表面一見してみれば好転しているように思ひますけれども、しかし彼ら自身がかかえておる、あるいは今後かかえなければならぬ仕事の内容といふものは、いままでとは全く変わったものに實質しつがある。こういうことを考えたときに、自治省の皆さん方は、今度のこの法改正に伴つて、實質的に地方の負担がふえることに対して、さして痛痒を感じておられないようでございますけれども、どこかの辺に認識の誤りがあるのではないか。あるいは実際は苦しいのだけれども、やはり政府間の横の連絡もあつて十分言いたいことも大蔵には言えないのだということでもまんをしておるの

か、その辺のほんとうのところを聞かせていただきたいと思っておりますが、私が申し述べましたことなどと関連して、一体地方の財政事情というものは現にどの程度の余裕があるものか、あるいは将来ますます余裕が出てくるものと考えて間違いないのか、あるいは問題について、御説明を願いたいと思っております。

○森岡説明員 お答えいたします。

地方財政の好転論につきまして、ここで好転論に対する論議の内容につきまして私どもの考え方をくたくたく申し上げることもいかかと思っております。一部にそういう御意見はございますけれども、先ほど来申し上げましたように、要するべき仕事をやれない、やれないで収支の黒字を確保しておるといふのが実態であると私どもは考えておるのでございます。

かたがた、御指摘のありましたように、国民経済は発展をしておりますし、住民の生活水準も上がってきておりますから、五年前、十年前に比べてまして、住民の求める施設の水準というものはほとんど上がってまいっております。したがって、そういう意味合いから、私どもは若干の収支上の黒字がふえたとはいって、これで地方財政が好転をしたといふことは間違いないであらうと思っております。収支の黒字と申しても、たとえば市町村分について申しますと、一市町村当たり平均しますと二千万円くらい、橋梁一本かけるともうおしまい、こういうことではございますので、そういう点からこの辺のところはおくみ取りいただきたいと思っております。

なお、河川の国庫負担率の変更の問題でありまして、これにつきましては、御承知のように、当初地方財政の立場からは、都道府県、市町村それぞれ現行の従来の国庫負担率を存続してもらいたい、こういう要請を強く出してあります。予算編成の過程を通じて、特に都道府県の財政に大きな影響が与えられると考えられるダムあるいは大規模のものにつきましては、これは四分の三の負担率を存続するというふうな形で、その余のもの

のは三分の二の補助率にするということで結論が出されたわけでありまして、その事柄の評価の問題は別にいたしまして、私どももいたしましては、そういう形で結論が出ました以上、治水事業といふのは、これはもう国民の生活を守る上に非常に重大な仕事でございますので、都道府県がその負担ができませんというところで事業の執行が確保できないことになりまして、これはたいへんなことではございますので、地方財源のワク内であらうに措置を講じてまいりたいというふうな現在考えて、検討しておりますのであります。

○吉田(二)委員 前段は非常によかったと思っております。ただ最後のほう、地方財政を事実上圧迫しないで、これらの事業が円滑に進展していくようにそれぞれかかるべき措置は考えてまいりたい。これは当然交付税や起債の問題を意味しておられるのだからと思っております。ただ、交付税と起債というものはやはり性格が違うので、起債というものは向こうの借金でございますから、あるいはこの補助費を、全部起債を認めてやって、それを交付税で基準財政需要額の中でちゃんと処置してやろうというところであるならば、事情は非常に明快でございます。もちろん富裕県と貧弱県とがございまして、その辺のむずかしい方程式を一体どのように解こうとしていくのか、この辺のところをもう少し詳しく、政府の考え方を御説明いただきたい。

○森岡説明員 お答えいたします。

地方交付税の各地方団体に対する配分の問題、これにつきましては、御承知のように基準財政需要額を個々の行政ごとに算定をし、また地方税の収入を基準財産収入額という形で、府県は八割、市町村は七割五分算入いたしましたして、その差額を地方交付税として交付をする、こういう仕組みになっております。で、基準財政需要額を算定いたします場合に、できるだけ客観的な手法を用いようということ、同時にまた、地方団体にあるべき財政需要を的確に捕捉していくという意味合い

で、河川について申し上げますと、一般的には河川の延長を用いております。しかし、それでは、現実には施行してまいります各種の公共事業あるいは単独事業等につきまして、それに見合った的確な財源措置といふものがなかなか困難であります。最近におきましては、そういう延長を用いて計算いたしますが、それに加えて公共事業費の地方負担を用いて一定の補正を行なう、こういう形をとっておりますのであります。これは事業費補正と称しておりますけれども、そういう事業費補正を行なうことによりまして、公共事業の地方負担が相当程度補正できるような仕組みを従来からとつてまいっております。河川についてもそのような措置によつて、先ほど来申し上げておられるように、財政上に支障のないような措置ができるものと考えておる次第でございます。

それから地方債につきましては、これは適債事業、非適債事業という区分がなされておりました、ダムあるいは災害、関連その他については地方債を認めております。地方債の元利償還費については、従来は基準財政需要額は算定しておりました。将来の問題として、四十五年度以降の問題といたしまして、一定の算入を考慮してはどうかということ、現在検討中でございます。

○吉田(二)委員 以上、政務次官お聞きのこととおろし、この問題は非常にいろいろな重要な要素を含んでおるようでございます。私どもは、治山治水の緊急性というものは、いまもこの間でも少しも変わっていないと思っております。しかも、地方財政の問題も一見好転したように見えますけれども、その内容というものは、先ほどからお聞きのとおりでありまして、まだまだとても手放しの樂觀ができる状態ではない。むしろ新たなレベルアップのための地方の住民の要求といふものがたくさん出てくるであろう。こういう時点から推しては、長期計画を依然として進めていかなければならない段階において、一部といえども四分の三の補助率をくずすということ、そのたてまえには大

きな疑問を持たざるを得ないという点では、政務次官もおそらく内心うなずいていただいております。しかもわれわれが心配いたしますのは、それがひとり河川の問題だけでなしに、いろいろな理由、条件は別なようでございますけれども、たまたま軌を一にしたようにして道路のほうでも同じような国庫補助率の減少というものがあらわれてくる、こういうことになりまして、問題は非常に深刻であります。したがって、私どもは、こうした重要な国の道路や河川の計画に伴うその裏づけである国庫負担率というふうなものは、ただきめた時点が来ればまた適当に下げばいいではないか、あるいはこの機会だから少し手直しし、本法に近づけておけばいいではないかというふうな考え方はなしに、あくまでも長期計画と完全に合わせて、そうして一切その内容が低下しないという歯止めをすべき問題であると強く考える次第でございます。

最後に、政務次官はわれわれのそうした考え方に對してどのようにお考えになるかということをお承りして、私の質問を終わらしていただきます。

○田村政府委員 お答えいたします。

いまの問題につきましては、やはり私は新たな政治行政形態を推進することが基本だと思っております。たとえば閣僚懇談会とかいろいろやっておられますが、一体こういうことを煮詰めてやっておられるのかというのを考えますと、自治大臣はあつちで答弁を与え、大蔵大臣はこつちで答弁する、建設大臣はこつちで答弁する、中身を聞いてみることでんばらばらの補助率になって、何が何だかわけがわからぬ。これが一つの政府の方針かというふうな話られますと、御意見全く同意見だというふうな答弁をするということも聞かなくてはなりません。私どもはやはりそういう、お互いが考えて非常にふしぎな、あるいは納得のできないような政治行政の現組織体に対して鋭いメスを入れるような時代が、いま来ておる。そういうふうな考えま

〔正示委員長代理退席、天野(光)委員長代理着席〕

したが、いままで、失礼ながら、これからはおどなりの閣僚懇談会とかそういうことでなくして、やはり河川の問題については、地方自治体に関係の深い問題でありますから、実際に地方自治体の財政が好転したのかしてないのか、四分の三が三分の二になったときにどういうふうな影響があるだろうかというふうなこともやはり着目しておられると思ひますが、私は建設政務次官でありますから、他省のことについてはとやかく申し上げるわけにはまいりませんが、そういう共通の広場を持って、国政を担当する行政府の一員として、私はもう少しはつきりした答弁がき得られるように、あるいはそういう背後的な、過去の長い歴史に対しては、新しい方向に進めるべきではないか、そうでないと非常に心苦しい答弁をして、一生懸命お願いをするという形になるのではないかと、このことを、ただいまの質疑応答の中から私なりにひしひしと感じております。したが、いままで、先ほどお答えいたしましたように、今後新しい建設行政の推進というものをどうするかということにつきましても、省内におります限り、私もその責任の一端を果たさなければならぬと思つております。本日の御質疑に答へ、私の率直な意見を御答弁申し上げます。今後大きな補助率の問題、あわせまして建設省としての基本方針を慎重に内部で検討させていただきたい、このように考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○古田(三)委員 終わります。

○天野(光)委員長代理 阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 大臣もいない、委員長も代理、このままで重大な問題を審議するについてはちよつと問題があるように思ひますので、今後委員会として善処してもらわなければならぬと思ひます。大臣は五十六分に到着するということであり、主として田村政務次官

に對してお尋ねをしたい、こう思つてますが、いままでただされましたように、四分の三、三分の二、さつきからずつと答弁を聞いておられます、どうも田村さんは政務次官になつたら、往年の在野の政治家田村さんらしいところが全然なくなつてしまつて、まるで局長かだれかに吹き込まれておるテープか何かを繰り返して繰り返しておるにすぎない、こう思われるのですが、どうでしょう。少なくとも河野大臣の時代に一べん四分の三というものをやつたならば、もつとこれが五分の四になりあるいは一〇〇％になることはあり得ても、それよりももつと下回つていくなんというところは政治の常識として絶対にない、こう明言をされて、速記録にもちゃんと残つておるわけですか。このことは、私はやはり政治の責任の問題ではないかと思つてます。この責任の問題が、いかにいまの大蔵当局が、死んだ河野さんのライバルの福田さんが大蔵大臣であるといえども、少なくとも政治家として園内は全部一つの問題ですから、これを明らかにした方針が、ここで前進するのではなくて後退するなんというところは、これは国民に對して、政治に対する不信感を招く以外の何もでもないのではないかと思つてます。この辺の政治責任について、一体田村さんはどう考えておるか伺ひたい。

○田村政府委員 ただいまの御質疑の点でございますが、先ほどからお答えいたしておりますように、私自身は、やはり高率国庫負担というものを一べんにダウンするといふようなことは常識としてあり得ないのではないかと、こゝろ河野大臣のお考え方に全く同意見であります。ただ、経過的な措置があつたものでありますから、こゝろいう事態に相なつて、ただいまの御質問にお答えをいたしております。政治的な立場で、あるいは政治家としてどういふ見解かと問われましますならば、率直に、できるだけ高率で国が見てやりたいという気持ちに全く変わりございません。

以上、私の考え方を御答へいたします。

○阿部(昭)委員 どうもすかつとしませんね。内

閣というのはいつのものでしょう。いま政務次官田村良平さんがおつしやることは、一政務次官の発言だという受け取り方を私はほしきないわけですが、佐藤内閣の発言だという受け取り方をしておるわけですか。そういう認識で間違ひありませんか。

○田村政府委員 もちろん建設政務次官でありますから、内閣の立場において答弁をいたしておられます。政治家としての良識としては、やはりそういう気持ちでおるといふことを申し上げておることを御了承願ひたいのであります。

○阿部(昭)委員 そうだとすると、河野大臣があの当時言明されたことをほごにすること、これは一体どういふことになりましますか。やはり政務次官が、辞表を出すぐらいのつもりでやつていいことじゃありませんか。政治に対する不信というものを起さぬようにするのが政治家の任務であり、責任だと思つておるのです。いま死んでしまつて、ライバルの福田さんがどんなに権力を持つておるか知らぬけれども、大蔵省あたりでぐるぐるやられて、四分の三が三分の二にダウンされて、しかし一氣にダウンされてはかなわぬだろうから、少々のは何ともしよう、こゝろいうことでは不信感を招く以外の何もでもないじゃありませんか。ほんとは、田村さんは、福田だろつとだれだろうと、あの連中ぶつた切りやがつて、もうしゃくにさわつてしゃくにさわつてしようがないといふのが本音じゃないでしようか。そゝろいふ面、私がこゝろ伺ひたいと思ひますのは、建設省の長期計画といふものはいろいろあるわけですが、いまの治水五カ年計画あり、道路五カ年計画あり、下水道五カ年計画あり、あるいは住宅五カ年計画あり、あるいは建設省の所管外ではありますけれども、港湾の長期計画があり、こゝろいふものが順次みなこのやり方でやられるのじゃかなわぬと思つておるのです。したが、今年こゝろなつても、いまさしあつてこれをひっくり返すとなつて、田村政務次官が辞表一枚たたきつけたくらいではどうにもならぬ問題かもしれませんが、しかし、このあたりでやはりほぞを固めて

何かやる。いまさしあつて、ある意味でいへば時間を切られておる問題ですね。したが、こゝろがくつといふよりはしようがないと、こゝろいふと向きの行き方ではなくて、それでは来年は何とかしようじゃないかといふ、何かが出るのかどうか。

○田村政府委員 御答へします。

私も、先ほどからたびたび答弁を申し上げましたように、心境は全く同意見であります。閣議は権威あるべきものだと考えておられます。したが、つて、いやしくも閣議で五カ年計画を決定しておきながら、三年あたりで実はやめました。新しい計画を立てました。二年間は放棄されるということについては、私も非常な抵抗を感じます。やはりきめたことは責任をもつて最後まで処理すべきだ、私はこゝろいふふうな考えでおる一人であります。したが、いままで、当面の問題につきまして意見を申し上げ、あるいは御答弁申し上げました。が、今後につきましては、たびたび申し上げますように、建設省といふものが国民の皆さんからの期待に沿ひ得るようによろしく実行する、あるいは計画はあくまでも慎重に、立てた以上は実行するといふような体制をつくるべきだ、その場限りの答弁で終われりといふようなことではないか、こゝろいふような覚悟をもつてこれからの建設省の仕事は私なりに推進していきたい、このような見解を持つておられますので、よろしくお願ひいたします。

○天野(光)委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○天野(光)委員長代理 速記を始めて。

暫時休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後四時二十三分開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。阿部昭吾君。

の政治的判断であつたのだということでは、政治に対する不信感というものはどうにもならぬと思う。したがって、この現状の段階で、うしろ向きで言いがかりをつけてものを処理するといふ行き方ではなくて、期待するところから、期待する方向へ進まなければならぬのではないですか。期待するところを、期待するのと逆の方向にいこうということでは政治に対する信頼を大きくすることができずしょうか。

○根本国務大臣 法律でもこれは常に多元的なものである。そこで、もし私もこれが必要であるとするならば、時限立法をさらに延長するという措置も講じなければならぬかもしれません。しかし、現段階において、この負担の区分について責任があるのは大蔵省と自治省であるわけです。そこでわれわれのほうは、工事全体が効率的に伸びるということがわれわれの要望であります。そこで大蔵省の考え方としては、いろいろ大蔵大臣が各方面に言っておられるように、現在の高度成長の過程において国の財源の充実とそれから地方との関係を見ると、むしろ地方の財源が国の財源の充実よりも伸びている、こういう観点で配分の状況について協議した結果、大蔵省も自治省もこの程度ならば事業の執行に差しつかえないという合意を見た結果、われわれは、工事自体がこれによって確保されるという段階になりましたので、先ほど申し上げたように、本法の一部を緩和しつつ、一部は本法に従つてやることもこれはやむを得ない、こう判断しておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 いやみを言うわけではありませんが、私どもの認識している限りでは、大臣もかつて実力大臣河野さんの有力な片腕だったといふふうに承つておるんです。その河野大臣がなくなつてもはや五年近く経過しておるわけでありまして、そうすると、私が何としてもすかつと釈然とできないのは、それならば観点を變えて、河野さんが実力大臣時代あるいはそのもつと以前に、歴代の大臣が中心になつて進めたところの五カ年計画やその他長期計画はたくさんあるわけでは

が、これがある意味でいへば、さらに国と地方との分担などという意味からいへば、もつと国が責任を持つという領域を持つべきだと思ふ。政治情勢が中央集権的な方向、實際問題としてのすこい勢いで進んでおるわけですから、私は大臣と同じ東北の過疎地帯出身の者として、いまの税の問題、財政の問題等で根本的に格差が広がつていく現状について、非常にはだで感ずるものを持つてゐるわけでありまして、そういう面から見ますと、いまあるいろいろな計画、長期的な国の施策や何かといふものが、将来いろいろな理由を付してだんだんだんだん地方におんぶさせられていくというかつこうになるのかどうか、そこら辺が非常に心配でならぬ。これはひとり河川の場合のみならず、いろいろな問題をいろいろ考へ方でやられたんじや話にならぬと思ふのですが、大蔵自身がそうならば全部するどころまでも後退していくのかどうか、その辺はどうでしょう。

○根本国務大臣 これは、現在の治水関係のみならず、道路についてもいろいろ考へ方もあつたことは事実のようであります。いわゆる国道とかあるいは河川管理における一級河川は全部国がこれを持つべきである、それ以外のものは財源並びに管理権も全部地方に与へるべきだ、こういう一つの有力なる意見もあつたと聞いております。現在でもそういう意見なきにしもあらずです。しかるに、そういうときにあたりまして、むしろ地方自治体においては、そういうふうな一級河川とか国道は全部国がやつて、地方自治体がこれに關与できないといふことは必ずしもよくない、道路並びに治水、利水の恩恵は地方自治体に非常に大きな關係があるから、やはり地方に關する一部の権限というか、財源を負担してもいいから、その点は従来どおり、画一的に國あるいは各地方といふふうに分けないうで、やはり相互補完的な体制でいっただほうがよろしいといふのが、本法がああいうふうに河川法の改正のときに出てきたゆえんでございまして、たまた、そういうふうにいま直ちにやる

てくるので、激変緩和のために、十カ年治水計画のうち五年間については特別でいく、この時期が現在に來た。この現在の時期になつても、いま阿部さんが御指摘になつて心配なように、本法どおりそのままでは地方の負担が相当大きくなつてまだ消化し得ない。そこで、一部の大きな工事、それからダム等については、当分従前どおりにこれを続けていく。そうしてその他の若干規模の小さいものは本法に基づく負担区分にするといふことでありまして、私はやはり、現実の行政、政治の実態に合つた措置であると考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 私は、大臣のものの考へ方、たいへん問題のある考へだと思ふ。たとえば、また間もなくこの国会に新しい道路整備五カ年計画が議題になるわけでございますが、この前の道路整備五カ年計画をやりまします場合に、建設省の原案は七兆三千億円で、ところが決定されました五カ年計画は六兆六千億円で、七千億円のズレがあつたのです。ところがその中で、七兆三千億の原案の際には、地方単独事業といふのが、私の記憶に間違いのないとすれば九千億だつたと思ふ。七兆三千億が六兆六千億に、つまり総額を圧縮した段階では、地方単独事業といふものが一兆二千億くらいになつたんじゃないか。したがつて、ある意味でいへば、総額では圧縮をして、地方単独事業だけは逆にぐつとふやしておるわけですね。いま伝え聞くところによりますと、今度の十兆五千億といふ新しい五カ年計画なども、いまの大臣の考へ方がそのまま入つてくるとすれば、相互補完的なといふうまいことを言ひながら、結局は地方のほうに全部しわを寄せていくといふかつこうになりかねない。私は、いまの河川改良事業における國の負担分といふものを、河野大臣があれだけ明瞭に言つておるにかかわらず、それは逆な方向にいくなつたといふ考へ方は、どう考へたつて納得がいかないわけですが、他の計画も全部その考へ方でいくのだとすると、私どものほうも、今度のこの国会で審議されることになりまして新しい

五カ年計画の問題等も、新たな観点で腹がまえをして向かわなければならぬ、こう思ふのです。だんだん皆さんが、そういう考へ方でほんとうにいのかどうか。

○根本国務大臣 先ほどから申し上げましたように、河川法改正のときに負担区分を法律で明定しておるわけでございますね。そして、そのときにあつたつて、しかしながら、これは激変緩和の立場から……(阿部(昭)委員)激変はだれがやらせるのです」と呼ぶだれがと言つたつて、そういうふうな法律ができたんです。それで、そうして、そのときに、当時の時点において本法どおりにやることは地方自治体の負担が耐え切れないかもしれないといふことから、ああいうふうな特例法ができたといふことからは、ああいうふうな特例法ができたならばその時点であらためて検討する、それのあらためて検討する時期が現在に至つて、それにおいてダム並びにかなり規模の大きいものは特例法どおりにやつて、そして自余のものは本法に基づいて負担区分する、こういうことでございまして、私はこの点は十分配慮してやつた結果だと思ふのです。

そこで、しからば他のものが全部これによるかといふと、それは他のものが全部それだといふことではございません。これは法律に基づいて時限が来たからこつと措置をとるといふふうな理解してほしいといふことと、それから最近、これは正確を期するために事務当局から説明いたさせます、道路にしろその他にしろ、地方自治体自体でやつてゐる部分が非常に多くなつてきました。これはやはり地域住民からの要望によつて、道路なんかは、このモーターゼーションの今日、やらなければ地方自治体の運営ができないといふこともありまして、現実にはまたそれをやるだけの力もあるといふこととございまして、これは河川法のことについてでありますから道路のことは言いませんが、そういう意味において、希望のとして、はもうほとんど全部の公共事業は國家負担でやつたほうがいいといふ議論も出てくるわけ

で、これがあつた意味でいへば、さらに国と地方との分担などという意味からいへば、もつと国が責任を持つという領域を持つべきだと思ふ。政治情勢が中央集権的な方向、實際問題としてのすこい勢いで進んでおるわけですから、私は大臣と同じ東北の過疎地帯出身の者として、いまの税の問題、財政の問題等で根本的に格差が広がつていく現状について、非常にはだで感ずるものを持つてゐるわけでありまして、そういう面から見ますと、いまあるいろいろな計画、長期的な国の施策や何かといふものが、将来いろいろな理由を付してだんだんだんだん地方におんぶさせられていくというかつこうになるのかどうか、そこら辺が非常に心配でならぬ。これはひとり河川の場合のみならず、いろいろな問題をいろいろ考へ方でやられたんじや話にならぬと思ふのですが、大蔵自身がそうならば全部するどころまでも後退していくのかどうか、その辺はどうでしょう。

○阿部(昭)委員 いやみを言うわけではありませんが、私どもの認識している限りでは、大臣もかつて実力大臣河野さんの有力な片腕だったといふふうに承つておるんです。その河野大臣がなくなつてもはや五年近く経過しておるわけでありまして、そうすると、私が何としてもすかつと釈然とできないのは、それならば観点を變えて、河野さんが実力大臣時代あるいはそのもつと以前に、歴代の大臣が中心になつて進めたところの五カ年計画やその他長期計画はたくさんあるわけでは

す。しかしながら、一方においては国が税金を取るのが過重であるというよりなことも出てくる。したがって、事業執行機関である建設省として、財源については積極的にいろいろわれわれは提言しておりますけれども、建設省が財源まで全部自分で把握してやるといういまの日本の政治行政機構ではありませんので、やはり財源等については関係方面との合意を得てやらなければならぬということでございます。

○阿部(昭)委員 このことはこれだけでやめたいと思うのですが、大臣、当時の状況として、いまの三分の二が本法、四分の三が施行法、この状態を生きたときは、河野さんがものすごい馬力で時の大蔵その他に立ち向かって、そして将来の方向性も明らかにしながらこれを實現したと思うのです。確かに根本建設大臣が誕生いたしましたのは選挙のあとで、しかもこの予算がある程度まわりつつあったさなか、したがってそれは相当問題がむずかかったことはよくわかるのです。そうかといつて、あの当時河野さんはいへんな馬力で向こうに立ち向かったと私は思う。そしてとにかく施行法にせよ何にせよ四分の三というものをとって、これより下がるなんというものは政治の常識であり得ないという、政治の方向性を国民の前に明らかにしてこまで来たと思うのですよ。このことに対してどうも大臣の認識は、本法がそうではない、大臣自身が、今回は予算がある程度かっこのついでに新大臣に就任されて、しかしその前は与党の政調会長ですから、そういう意味ですと国民に対して問題を提起して、一連の政治の方向性を示してきたことに対して責任を持たぬというわけにいかぬのじゃないかと私は思う。したがって、そのことに対して大臣の答弁として、地方財政がどうのここの、何がどうのここの、これは説明にはならぬと思ふ。

そこで、大臣のところも私のところも、御出席の各委員の皆さんのところも御同様、実際の河川の末端の現状はどうかということになると、われわれの過疎地域などにおきましては、一級河川に

してもらいたいけれどもなれない場所がたくさんある。二級河川にもなれない。そして、ちよつとの雨でどうにもならぬような状態になっていく普通河川、原始河川というのはいくらもあつていくわけです。これをかかえて、正直言つて、末端の地方自治体というのは四苦八苦しているのが現状なんです。しかし、何ぞ現状、地方財政好転とか何とか数字的にはなまいことを言つて、県は、大臣も御案内のように、財政課長というのは大体自治省の指導下——支配下と言つてかどが立ちますが、指導下に置かれておつて、ワク組みの中でむだな、よけいな仕事をやつちやいかぬといふことで押えられているのが現状なんです。だから、地方の町村段階では、この川を何とかしなければならぬと思つてもやれないものがたくさんあるのです。

したがって、従来あつたところの四分の三というものを三分の二にするというのが当面の問題ではあります。町村段階で普通河川やその他になりますと、なかなかやれない。したがって何とか県に対して、町村の責任における普通河川ではありますけれども、県単事業や何かいろいろのものをやつてもらいたいといふので、ずいぶんたくさんさんの要望がある。あるけれども、実際はなかなかやれないといふような現状なんです。この現状は大臣が一番よく知つておられると思ふ。そういう観点から考えると、本法、施行法という関係の中にそういう一連の経過があつて、今回の大臣の時期的な問題からいへば、大臣に就任された時期も、選挙のあつた関係でちよつと問題があつたように思ひますけれども、これをとお話として合理化しよつとして、ちよつと歴史的な政治の方向性があつたのですから、ちよつと簡単に国民が、あんなほど、根本大臣の言ふことよくわかりました、大蔵省によく屈服してくれました、ほめはだれもないのじゃないか。建設行政の責任者として、ちよつと前からの河野大臣以来の経過と政治の方向性を示しておつた問題については、確たる態度で立ち向かつてもらわなければならぬ、私はこう思ふのです。われわれの地域周辺にたくさんある

普通河川や何かの問題は、一体どうしようとなさるのかという問題、こういう問題こそ、県なり市町村なりがまだまだたくさんあることをやらねばならぬのじゃないでしょうか。私は、そのこととこのこととは不可分な問題だといふ認識をしておるのです。いかがでしょう。

○根本国務大臣 一級河川、二級河川からいわゆる一般河川に至るまで、治水関係の仕事は、ほとんどふえておるといふことは御指摘のとおりでございます。そのときにあたりまして、従前どおりに負担を大きく国が持つということになりますれば、ある意味においては事業量がそれだけ減つてくる、全体の事業量は減らざるを得ないわけですから、そこで、若干の地方負担がありましても事業量を多くしてほしいといふことも、また一つの要求でございます。そういうことも勘案いたしました。いま御提案しているような結果になつた次第でございます。今後われわれは、財源確保の点については積極的にやる気持ちでございます。しかしながら、現在の段階では、治水につきましても、あとで他のほうから御質問もあるかもしませんが、特定財源といふものはなかなか見出せない。道路につきましてもまだありませんけれども……。そういう観点からいたしまして、いま御提案して御審議を願つておることが、現時点においては総合的判斷として現実には即した方法である、ちよつと考へておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 そのことはこの辺でと思つておつたのですが、そう言われると、ああそうですかといつてなかなか引き下がらるわけにはいかなう。先ほどあなたも片腕である政務次官は、いろいろ説明はしたましたが、残念だ、ちよつとつていふのです。あなたは、これが現状で考えられる妥当な線、ちよつと趣旨にとれる説明ですが、あなたも片腕である政務次官はそんな答弁をしておらぬ。ニュアンスにたいへんな食い違いがある。そのことはあとで議論するとして、もう一つ、先ほどまでの質疑の中で問題になりました受益という問題があるのです。私は、河川のような場合

の受益をどういふように理解するかということがたいへんな問題のように思ひます。たとえば下水道の場合は、いままでも取りかかて来ておつた、今度下水道施設が完備されて、それも来なくともいいよになつた、あるいはちよつとの雨でも水があふれてたいへんな状態だったが、何とかちゃんとなつた、ちよつとので受益といふのは相当目の前で見ると思ふ。しかし、河川のような場合、確かにこれはいままでも非常に整備がなされておられますから、雨が降れば洪水になる、洪水にならぬようにするんだから地域の地方自治の中で責任を持ちなさいといつても、個人が直接そこに入居してよくなるよくなるの住宅といふもの、あるいは下水道のようなもの道路、河川といつたものは、受益といつても相当量が違ふと思ふのです。したがって、この辺のところはやはり国が責任を持つてやつていくといふかまが正しい、ちよつと私は確信しているわけですから、それが、ひとり日本のみならず、七〇年代の近代国家の方向じゃないかといふふうに私も思ひたいわけなんです。

そういう面でも、地方財政が好転した、好転したと、いままでもずいぶん説明があつた。ほんとうに好転しているかどうか。先ほど自治省の森岡課長も、好転したなどという一部の議論があらまますけれども、それは上つただけ見ている議論だ、ちよつと指摘であつて、私全くそのとおりだと思ふ。そういう面でも、せつかくの河野さん以来の政治の方向性といふものをもとに戻した根本建設大臣の責任はきわめて大きい、その政治責任はどうか、ちよつと何度も何度も声を大にしていわざるを得ないのです。そこで、時間の関係もありますので、この分のものを交付税の中でいろいろ考へるといふことを言つておるわけですが、基本的には、交付税で見るといふことと国庫の分担金といふこととで見るといふのは、全然質が違ふのです。これは異質なんです。そこで、交付税で見るといふのは一体

どういふ見方をするのか、その辺のところを少し、地方行政や何かにあまり経験のない者にもわかるような説明のしかたを、ひとつ明瞭にやってみなければ困るのです。

○森岡説明員 地方交付税で地方に対する財源措置をやっております具体的な方法につきましては、先ほど申し上げたこととございますが、公共事業だけでなく、単独事業も投資的経費の中に含まれております。そのほかにも、申し上げるまでもなく、各種の経常的経費もござります。それらを經常費、投資経費に分かちまして、一定の客観的数値を用いまして計算しておるわけであり、河川費につきましても、原則といたしまして河川の延長を基準に用いまして、それに一定の単価を乗ずるといふ形で投資的経費の計算をいたしております。その方法によりまして、公共事業の地方負担及び単独事業をまかない得るような算定をいたしておるわけであり、現在まで四分の一の地方負担がございました。その場合もやはりいろいろ方法で計算してまいりましたのでござります。ただ、公共事業の分量、単独事業の分量、いずれもふえてまいって、住民の要請にこたえて充実していかなければならない。そういう事態に沿いますように、最近におきましては事業費の分量というものをとらえまして、河川の延長だけでなく、それに一定の事業費の分量に必ずしも補正を加えまして、必要な財源に見合ふ額を交付税で措置をしていくという、こういうやり方をとってきているわけであり、先ほど申し上げましたのは、そういう措置を講じておりますので、地方負担の増加額につきましては所要の措置を講じ得るもの、それによりまして財政運営上は支障を生じないようにはできる、こういうふうには私どもとしては考えておるわけであり、

○阿部(昭)委員 中の積み立てや何かのこと、それは一べん聞いたってなかなかすらすらとわからぬ場合が多い。そこで、この差額六十一億、こう言っているわけです。これに対して、一体このことに対してそればんを入れました場合に、何ぼ持つということになってくるのか。

○森岡説明員 これも先ほど申し上げましたとおり、地方負担の増加額六十一億というのは、これは全体としては地方財政計画にその分を計上いたしております。しかし、個々の団体に対する財源措置につきましては、個々の団体についての事業費の配分、河川事業費の張りつけができませんと、それに応じた財源措置の内容というものは明らかにし得ないわけでございます。地方交付税法につきましては、現在国会に提出いたしました御審議を願うことになっておりますけれども、その張りつけの結果を待ちまして、先ほど来申し上げております事業費補正の基礎になる事業費をつかんでいく、そういう作業が必要でございますので、どのような財源措置が具体的にされるかということまでは、現段階では数字がまとまっております。しかし、六十一億円の地方負担の増加に対応しますものは、できるだけ措置を講じまして、事業執行に遺憾のないようにしていきたい、こういうふうには考えております。

○阿部(昭)委員 六十一億ずつと出ていくことではないことはわかってはいるわけですが、六十一億ずつと出すなら、何も四分の三を三分の二にして、ダム等あるいは大規模な事業というふうに限定する必要はないわけで、地方交付税でいろいろもつくり返して、いろんなやりくりをして何とか支障ないようにする、こう言っておるわけですが、現実には自治省は、支障ないようにするといふのですけれども、地方に対して一体何ぼ出すといふことになるのか。そのことが明らかに計算上出てこないで、どうしてこの案件の審議ができませんか。そのくらの計算はちゃんと立っているはずですよ。

○阿部(昭)委員 先ほどの御質問にも答えたこととござりますけれども、交付税による措置だけでございませんで、地方債の充当、こういうことも考えていくわけでございます。そういうものを合

せまして財源措置に遺憾のないようにしたい、こういうこととござります。○阿部(昭)委員 ちよつと、質問したことと答弁してもらいたいのですがね。六十一億でしよう。これは国庫分担金でいく場合には、六十一億という金額でほんと出てくるわけだ。しかし、交付税という関係になると、いろいろなものでぬるま湯にして薄めておるわけですから、計算上一体それはどれだけ財源措置をすることになるのかという、その金額をお示しいただきたい。そのことが出てこなければ、この案件の審議はむずかしいじゃないですか。

○森岡説明員 先ほど申し上げましたように、河川費の事業に伴う所要財源、これにつきましては、根っこから計算をしておるわけでございます。ふえた六十一億をどうするかという計算を私もしております。根っこから必要な財源措置がどの程度であるかということ計算しておるわけでございますので、いま御指摘の六十一億のうち幾らをどうするかということではなくて、その根っこから積み上げました必要な財源を地方債でも措置し、また交付税の基準財政需要額にも算入する、こういうこととござりますので、そういうこととござります。

○阿部(昭)委員 ちよつと説明がはつきりしないと思うのです。私どもがいまこの問題を、六十一億はつこの財源措置するものでないことはわかるわけですが、めぐりめぐっていろんなことをやるわけですから、その場合に、最後に歩どまっております、六十一億に見合ふ分として関係を持って、実際の六十一億に合ふ程度か、このことを明らかにしてもらいたいと言っておるのに、いろいろやりくりしていくのでちよつとわからぬという話では、私も審議できないではありませぬか。そんなにうんと最末端の数字はつきりしてないのです。大めどこのところ……

○森岡説明員 率直に申し上げまして、個々の府県の事業費の配分、それがさまざま、それから地方債の充当が明確になり、そういうふうな段階で初め

て、地方負担に対する措置がどういふ形になるかということも明確に申し上げるわけとござりますので、現段階では、六十一億円の財源措置がどうなるかというお話につきまして、明確に申し上げ方が実はない。しかし措置は、私どももいたしましてはいま申し上げましたように、事業費の配分がきまり、地方債の充当も明確にし、それとあわせて基準財政需要額の算定を行なって措置をする、こういうふうにしていくわけであり、

○阿部(昭)委員 ちよつと、質問したことと答弁してもらいたいのですがね。六十一億でしよう。これは国庫分担金でいく場合には、六十一億という金額でほんと出てくるわけだ。しかし、交付税という関係になると、いろいろなものでぬるま湯にして薄めておるわけですから、計算上一体それはどれだけ財源措置をすることになるのかという、その金額をお示しいただきたい。そのことが出てこなければ、この案件の審議はむずかしいじゃないですか。

○森岡説明員 先ほど申し上げましたように、河川費の事業に伴う所要財源、これにつきましては、根っこから計算をしておるわけでございます。ふえた六十一億をどうするかという計算を私もしております。根っこから必要な財源措置がどの程度であるかということ計算しておるわけでございますので、いま御指摘の六十一億のうち幾らをどうするかということではなくて、その根っこから積み上げました必要な財源を地方債でも措置し、また交付税の基準財政需要額にも算入する、こういうこととござりますので、そういうこととござります。

○阿部(昭)委員 ちよつと説明がはつきりしないと思うのです。私どもがいまこの問題を、六十一億はつこの財源措置するものでないことはわかるわけですが、めぐりめぐっていろんなことをやるわけですから、その場合に、最後に歩どまっております、六十一億に見合ふ分として関係を持って、実際の六十一億に合ふ程度か、このことを明らかにしてもらいたいと言っておるのに、いろいろやりくりしていくのでちよつとわからぬという話では、私も審議できないではありませぬか。そんなにうんと最末端の数字はつきりしてないのです。大めどこのところ……

○森岡説明員 率直に申し上げまして、個々の府県の事業費の配分、それがさまざま、それから地方債の充当が明確になり、そういうふうな段階で初め

て、地方負担に対する措置がどういふ形になるかということも明確に申し上げるわけとござりますので、現段階では、六十一億円の財源措置がどうなるかというお話につきまして、明確に申し上げ方が実はない。しかし措置は、私どももいたしましてはいま申し上げましたように、事業費の配分がきまり、地方債の充当も明確にし、それとあわせて基準財政需要額の算定を行なって措置をする、こういうふうにしていくわけであり、

○阿部(昭)委員 ちよつと、質問したことと答弁してもらいたいのですがね。六十一億でしよう。これは国庫分担金でいく場合には、六十一億という金額でほんと出てくるわけだ。しかし、交付税という関係になると、いろいろなものでぬるま湯にして薄めておるわけですから、計算上一体それはどれだけ財源措置をすることになるのかという、その金額をお示しいただきたい。そのことが出てこなければ、この案件の審議はむずかしいじゃないですか。

○森岡説明員 先ほど申し上げましたように、河川費の事業に伴う所要財源、これにつきましては、根っこから計算をしておるわけでございます。ふえた六十一億をどうするかという計算を私もしております。根っこから必要な財源措置がどの程度であるかということ計算しておるわけでございますので、いま御指摘の六十一億のうち幾らをどうするかということではなくて、その根っこから積み上げました必要な財源を地方債でも措置し、また交付税の基準財政需要額にも算入する、こういうこととござりますので、そういうこととござります。

○阿部(昭)委員 ちよつと説明がはつきりしないと思うのです。私どもがいまこの問題を、六十一億はつこの財源措置するものでないことはわかるわけですが、めぐりめぐっていろんなことをやるわけですから、その場合に、最後に歩どまっております、六十一億に見合ふ分として関係を持って、実際の六十一億に合ふ程度か、このことを明らかにしてもらいたいと言っておるのに、いろいろやりくりしていくのでちよつとわからぬという話では、私も審議できないではありませぬか。そんなにうんと最末端の数字はつきりしてないのです。大めどこのところ……

○森岡説明員 率直に申し上げまして、個々の府県の事業費の配分、それがさまざま、それから地方債の充当が明確になり、そういうふうな段階で初め

う、この中にいろいろなのが入っており、その他の諸費の中に、普通河川に対するところの交付税、財政需要額が見込まれておるにすぎない。一体幾らだろかと大臣見られたことがありませんか。一級河川、二級河川以外に、広範な災害を誘発しているところの普通河川、これは市町村長の管理にゆだねられておる。これだけは何にもしない。工業用水やその他の場合には補助金を出す。いろいろな手厚い補助をしてダムを守っておりますけれども、その下流にある、しかもそれによっていろいろな影響を受けるところのいわゆる普通河川に対しては、一体どれだけの措置をやっているだろかと見てまいりますと、市町村の標準団体は十万人の人口が単位になっておりますから、この中においてわずかに二百万円が見られておるにすぎない。二百万円、その市町村をおおつておる災害の危険性、誘発の原因となつておるものに対する対策が一体進めていけるだろかとどうだろかと。これには国や県は一銭の金も出してないわけですね。それで水防倉庫その他が、災害基本法によって市町村に義務づけられておる。これに對してもどうですか。三分の一は国が出してやっていると、県も三分の一は出してはいる。標準団体では一体幾らが交付税として見込まれておりますか。たつた三万円のうち国が一万円、県が一万円、町村が一万円、一体わずか三万円の金で、あの災害に対するところの水防倉庫その他を管理することができるとは、しかも資材その他、それ集中豪雨が起つた、大川からいよいよ中小河川、そして河川法にない河川に起つてくる。これに對するところの措置をとらなければならぬ。事前に水防体制をつくらなければならぬ。水防組合をつくらなければならぬ。これが災害基本法によって義務づけられて、市町村に對して交付税として一体幾ら見られるか。全くとて普通河川は放置されておると思ひます。これを何とかしなくちゃならない。そういう問題に取り組む地方行政の真剣なまなざしの前に、大臣のことはあ

まりに冷徹ではありませんか。産業基盤の整備、わが国の生産は世界の自由諸国の三位だ、それぞれという形では、しかも地方財政は余裕があるではないか、好転してまいつたではないか。いわゆる地方財政が担当しておるところのこの水防なり普通河川に對する交付税の見込み需要額、このことを考えてまいりますと、自治省の課長さんだからやむを得ないけれども、自治大臣はやはり反論されたらと思ひます。この状態をそのままにして、ここに少しでも向けなければならぬ。三三三、国の意思によって、国の都合によって、あるいは懲罰的に使つてはならないという一定の水準を確保するために地方団体に与えたい固有財源である。その固有財源をもつて少しも水害から守りたい、治山治水を町村においてもやつていきたい、こういふ考え方の中にこの六十一億円が回されたとするならば、もつと国の政治がそういう方面に對しても配慮されるかもわからない。それこそ大臣の政治的決断を迫つておる問題ではなからうか。その問題を伏せておかれておるところに私は納得できないものを感ずるわけがあります。

これらの点で一応所信をお伺いしまして、きょうは関連質問でありますので、次の質問者に譲ります。

○根本国務大臣 いま御指摘になつたそのこと自身については、私も同感であります。ただし、道路にいたしましては、私にも同感です。ただし、大きな河川が処置されないとおると結局中小河川も、全面的にこれが被害を受けてくる。そこで、やはりそれぞれの中小河川から零細河川に至るまで必要であるけれども、それを実施する場合に、どちらから割り当てすべきかということ、これが判断の問題だろと思ひます。たとえ先ほど例として国道や県道が相当改良、舗装されておるにもかかわらず、市町村のほうはおくられておる、そのとおりです。しかし、国道や主要なる道路をだれが利用しているかといへば、やはり市町村の方々がみんな利用しているのをごさいます。

現在の広域社会におきまして、市町村の人が市町村だけで生活しておるといふことはほとんどなくなつてきています。そこで、むしろ過疎地帯にならざるを得ない、国道なり地方道が充実することを要求されるということは、佐野さん御自身もよくおわかりのことだと思ひます。そこで、そのほうにいままで、ほとんどの政治家の皆さん、それから都道府県の自治体の人も、まず自分の行政区域内の市町村道の充実よりもむしろ、そうした大きな道路、大きな河川の改修、これに重点を入れて要望されておることは事実でございます。そこで、今後これができ次第に、だんだん中小河川を考へていかなければいけない。今回は、御承知のように特に過密現象に基づいて、従来は自然河川でもたいした被害はなかつたところの都市における小河川が非常に大きな災害を起しておるので、これを地方自治体だけの力ではどうもやり得ないということで補助制度をつつた、こういうことでございまして、佐野さんが御指摘になつたその点だけに私は同感です。ただ、全体の現在の国の経済と緩急の問題からすれば、いまこれは完全を期してもなかなかいけないから、やはりこういう段階でやらざるを得ないという判断をしておりますのでございまして。

○佐野委員 関連でありますから、他の委員に質問はまかせます。ただ、ここで資料要求をしておきたいと思ひます。

地方財政は、国会にも昨日の本会議で上程されましたが、細部の説明資料、これを本委員会に出していただきたいのと、第二は、昭和四十二年に大規模住宅団地開発に伴う公共施設の整備についての五省協定、この五省協定の内容をひとつ提出していただきたい。それから第三には、こういう協定をやつてもなおも解決されていない問題ができておりますので、御存じのとおり、大規模住宅団地の整備に伴う関連公共施設の費用負担について、非常に地方財政を圧迫しておることから、いろいろな研究会が開かれておる。特に、財団法人日本都市センターにおいて、御存じのとおり、茨

野委員会ですか、といわれる小委員会を設けられて、近く政府に對して答申をするのでございけれども、この小委員会の一応の結論ですか、これが、簡単に省略したものが私たちのもとに入つておりますが、これは同時に、関連公共施設の費用負担について現在どういふ状態になつていて、どういふ解決の方法を見出したらいだらうかという点を具体的に指摘しておるようにならなければなりません、この全文をひとつ提出していただきたい。そして地方行政の現況に對しても、私たちがやはり理解しておかなければならない問題点として、非常に深刻な問題として取り上げられておりますので、本委員会におきましても、今後の審議の過程において参考資料としたいので、一応請求したいと思ひます。

○天野(光)委員長代理 さよう取り計らつておきます。

○阿部(昭)委員 以上で私の質問を終わります。

○天野(光)委員長代理 井上善方君。

○井上委員 私は、河川法施行法の一部を改正する法律案につきまして、まず第一番に、特にこの際、法律案にいうところの「ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」、実はこの政令案がいたしたいのであります。といひますのは、非常にばかばか然と「政令で定める大規模な工事」といわれましても、私どもにはわかりません。これは政令案はできておるのでございまして、どうですか、河川局長さん。

○坂野政府委員 政令案はできております。

○井上委員 できましたならば、その政令案を早急に次の委員会まで御提出願ひ、そしてそれに関する御質問をまたいろいろとしてみたいと思ひます。と申しますのは、私どもは、一昨年この委員会におきまして新都市計画法を議決いたしました。その際に、これは大臣、関係者はおいでにならないのですか。私どもが審議いたしておるときには、市街化調整区域の中においては宅地を造成することができないんだ、びしゃり実は建設省の統一見解が出されておつたのであり

ます。ところが昨年の十一月に、次官通達をもち、市街化調整区域については農家の次男、三男の方々の宅地は、五十坪はつくってもよろしいという緩和通達がなされておるのです。私はそのことを聞きまして、この建設委員会での論議をいつも聞いておった一人といたしまして、どうしてそこに出てきたんだらうとふしぎでならなかったのです。こういうようなことがございます。したがって、次官通達と政令との関連、あるいは法令との関連というようなことは、少なくともこの建設委員会の審議を通じて明確になったものでなければ、私は次官通達というものは出すべきではないと思つておるのです。ところがそれに反した通達が出されておる様に承つておるのですが、これは大臣はおわかりにならぬと思つたので、次の機会にまた大臣あるいは局長さんからひとつ御答弁をいただければ幸いと思つておるのです。

ただいまも阿部、佐野さんからいろいろと地方自治体の問題について言われましたが、この河川の管理の面と、それと費用の面とが実はちがはくになっておるのであります。この三十八年の河川法の改正を見ますと、どういふことで——私もあの当時、改正案に対しましては、実は非常に大きい関心を持つておつたのであります。と申しますのは、いままで管理権というものは地方自治体の知事であった。ところが、これは一級河川になると建設大臣がこれを持つ。広域行政においては、ある程度私はこの点は——いままででは知事と大臣が協議するということであつたはずで、これを実は管理権を大臣が召し上げたと思つたか、お取り上げになつた。いままでの各地の知事同士の協議あるいは大臣との協議というところが一切消えてしまつたのであります。しかし、そのとき会議録を読んでみますと、こういうことが書いてあります。これはいま参議院議員になつておる山内一郎河川局長の言といたしまして、「河川法案におきましては、河川を一級河川と二級河川に分けて、一級河川は建設大臣が管理をするというたてまえでございます。二級河川は都道府県知

事、そういうたてまえからまいりますと、やはり費用の負担の原則も、一級河川は国が負担する、二級河川は都道府県が負担する、こういうような原則に管理体系から費用の負担が出てまいります。こういうことでこの条文をつくつたような次第でございます。ところが、この新しい河川法をつくる際には、管理の体系と費用負担の体系を一本化しなければいかぬという考え方もあつて、実は進んでおるのである。そう申しますと、この河川法は、特例ではございますけれどもこの法律をはずすことによって、いままでの考え方と大きく食い違つてきたように考えられるのでないかとありますが、大臣の御所見をひとつお伺いしたい。

○根本国務大臣 当時の状況を私はよくつまびらかにしておりましたが、先ほど若干それに触れて申し上げたつもりでございますが、当時山内河川局長がそういうふうなことを申し上げたことは、一つの大きな有力な言だつたと思つておる。そのときにあつた、私があとで聞くところによりますと、その今度二級河川以下は全部都道府県もしくは市町村が全面的に負担しなければならぬ。管理権はあつても、そうなつておることかえつてこれは非常に事業執行に困るといふこと、そこで、これは従来の方式を踏襲したほうがいいというように議論がだんだん煮詰まつて、あのような本法になつたと私は実は聞いておるのであります。これはあとで事務局から説明いたさせます。

それからもう一つ、都道府県の管理を国に取り上げたといふことは、これは井上さんがよく御承知のことだと思つておる。もとほはこれは、本来は国が全部管理するといふたてまえであつたかもしれませぬ。それを内務省が全面的にこれは——知事の任命を内務大臣がしておつた。そういう形において、これは河川のみならず、道路でもそうでございます。実は私が十二年前に建設大臣をしておつたときに、この問題に逢着いたしました。これは道路路について若干時間をいただいて申し上げ

ると、私が就任した当時、各県をずつと回つていきますと、県境はほとんど国道の体をなしておりません。都市だけに集中してゐる。地図の上では国道だけれども、全然国道の体をなしてない。これはやはり選挙に關連しまして、知事さん選挙によつて出るし、地方議員もそうなるものだから、結局予算をやると投票の多いところばかりに集中して、県境に全部いかにないという状況であります。そこで、道路特別会計を私のときに設けましたが、そのままにしてやるといふと都市周辺だけができて、国道の体をなさない。そこで、一級国道については建設大臣がみずから管理するといふ姿勢を示したときに、最初は各県知事がたいへんな抵抗をしました。しかし、根強く説得を続け、また国会の諸先生の同意を得てこれは建設大臣の管理にして、そうして今日に至つたのであります。

水についても、御承知のように、最近におきまして水資源の問題と治水の問題からして、やはり広域的な判断をしなければならぬということであつた。河川法を改正していったわけでございますから、その段階において、いま御指摘になりましたように、当時の河川局長はそういうふうなことを言つたといふことも私は聞いております。けれども、後ほどそれは貫かれない。むしろそれは、地方自治体においてもこれに抵抗があり、いろいろ御相談の結果変わったもの、こう承知してはいるのであります。その変更の状況は私はよくつまびらかにしておりませぬから、事務局から御説明いたさせます。

○坂野政府委員 山内元河川局長が答弁されたのは、あるいは途中の経過的な時期じゃなかつたかと思つておるが、いずれにしても原則的には一級河川はできるだけ国が負担をする、そのかわり、国が一貫して管理するといふ立場は貫かれておることは御承知のとおりです。二級については、全額県が負担するかわりに、県に管理をまかしてある。それに対して二級については補助が認めら

とにしないで、三分の二の本則に対して四分の三の特例を設けるということになつて、国の管理については、原則は全部国の管理であるけれども、指定区間というものを設けて部分的に管理をまかしたといふようなことで、基本的には大体おつたやうなことで、山内元局長が言つたとおりでございまして、原則的には大体そういう方向で間違いないと思つておる。

○井上委員 河川局長にちよつとお伺いします。一級河川の地方自治体が持つておる負担額、それから二級河川に国が出している負担額、補助額はどれくらいになりますか。

○坂野政府委員 ちよつと全体の金額はいま持ち合わせませんので、後ほどあれしますが、御承知のように、一級については三分の二、それから二級については二分の一、その中であつて予算補助と申します。

○井上委員 先ほど佐野委員の言われましたように、現在の地方自治体のあり方、これは非常に財政的に苦しいといふことは、私も言えるのではないかと思つておる。もう一つは、国のお役人、あるいは大臣までもそうでございますが、先ほどの国道の話からいまして、自治体への不信がにじみ出ておるよりに思はれてならないのです。だから国が出ていかなければならないといふ考え方が、どうも国のお役人を通じて一般にあるのではないかと。そうであるならば、地方自治体の健全な育成は、私はあり得ないと思つておる。地方自治体といふものは、これはあくまでも民主主義、民主政治の基本である。住民参加の道も開かれておる。この二つの道を並行させて、完全に住民のための自治体に築き上げなければならぬ責任が国にある。これが現在の憲法でいふところの地方自治の原則でなからうかと思つておる。ところが片一方におきましては、国のほうは、地方自治体への不信のあまりに、地方自治体のやる仕事に対して

してチェックを加え、中央統制が加えられてい

く。先ほど大臣は、河川の管理権の問題につきまして、広域的な立場からと言われました。昭和三十一年に新河川法が制定せられましたときに——私は、一つには根本大臣と考え方が違うのです。といいますのは、当時官選の知事であつても、その地域における水利権を個々に与えておつたのではあつたので、実は知事が総括して河川の管理権というのを持つておつたんです。そういう意味からいいますと、あなたとらには、地方にある水利権の個々の管理権を一人一人に渡すのはめんどうだから、一括して知事に渡してあるんだという考え方からいいますと、民選知事になつたならばそれをますます強化さしていかなければいかぬ。その間には広域行政との関連もございましょう。しかし、そこをあなたのおっしゃる通りに、だからその際は国のほうに取り上げるんだという考え方だと、全くなか立ちするんです。官選知事の当時ですら与えておつたんじゃないか。しかし、これを管理権までも取つたというところに、私は、いま大臣がおっしゃられたような地方に対する不信感が根強くあつて、それが地方自治体の完全なる自治体への妨げになつておると考えられてなりません。もちろん、いま大臣がおっしゃたように、地盤というところについては道路をよくするといふようなこともありません。私は、ないとは申しません。しかし、そういうような首長が、やがては賢明なる国民によつて、あるいは住民によつて排除せられることは間違いないと思つておつた。そういうような指導育成こそ、地方自治体を健全な道に歩ましていくゆえんでないか。このように考へられます。それを、地方自治体に不信感があるからといつて、一級国道を国の管理下にしてしまふ、あるいは新河川法によつて管理権も建設大臣が持つ、これは中央統制へつながらざる道であつて、健全なる地方自治体の育成の道でないと思つておつた。大臣の御所見を伺いたい。長い目でひとつものごとを見ていただきたい。

○根本国務大臣 井上さんの考へ方には、私は一

つの哲学があると思つておつた。そのとおりです。しかし、現実にあなたは四国で御経験のように、四国総合開発の点で、例の吉野川の問題で徳島県のほうはずつと来るからいいですけれども、いまの高松、愛媛のほうで非常に困つたという事態も現実には御経験のことと思つた。そこで、こうありたい、こうあるべきだという民主主義の姿と現実の間に相当の乖離がある。そこにやはり現実の政治としては、こうあるべきだといふことと現実にあることとの矛盾をどう判断していくかというところに問題があると思つておつた。その意味において、私は現在——実は午前中の分科会で、利根川の治水、利水の問題について同じような問題が出たのです。上流地区においては、下流のため上流が犠牲になるといふ感じが非常に強い。ところが首都圏全体から見ると、利根川水系全体の治水、利水計画を立てたものが、ある特定の地域の反対で三年もおくれているのは一体何事かといふふうには指摘をされておるのでございませう。だから、そういう計画を立てたらだんだんやつたらしいじゃないかといふ、こういう御意見も一方にあると同時に、一方では自治体の機関の市町村で反対決議したものを実行するのははなはだけしからぬといふ、これも一つのあり方でございませう。そこで、この問題については、できるだけわれわれは地元民の合意を得てやりたいのだけれども、時間的な若干のズレもしばらく容赦してほしいといふふうな説明をしておるわけでございます。いまの井上さんの御指摘について直接の、端的な答弁にならないけれども、そういう事態も考へてみてよい。現在では、やはり一級河川についての治水、利水を総合的にやつたほうがより効果的であり、国民の要望に全体としてよりこたへることができるといふこと、こういうふうにおつた。河川法が決定されたというふうには、私は承知いたしておるのでございませう。

○井上委員 私は、いままでの国の行政自体が、その計画において、立案においても住民に周知さ

れていない。その地方に住んでおられる国民に周知されずに、ただ雲の上で計画せられ、実施段階になって知らされておるままでの行政のあり方、これが反対運動を生んでおるのでございませう。利根川流域においてもそうございませう。私は徳島でございませうが、私は、あの吉野川の総合計画案にはまづこうから反対するものです。これはなぜかといふと——あなたが例を出されたから私は申しますが、吉野川の下流域域といふのは官選時代から洪水で痛めつけられてきています。そしてあの堤防をつくるために徳島県民はどれほど負担したか。洪水の水は全部流れていく、平水を持つていく、こういうことが行なわれておるわけですね。しかし、そのほうが下流の住民の感情としては、われわれはよろしい、われわれが十分な水を確保した上での愛媛県、香川県への分水であるならば、それはわれわれも納得いたします。徳島県のあの吉野川平野の農業用水の調査もしておらない。一体将来どれだけ果樹園がつくられるか、この農業用水がどれくらい要するかといふことを農林省はおとしまでやつていないのです。これは私が指摘いたしました。おとしの五月から始めた。香川県においては、十年間も調査をして、農業用水といふのはこれだけ必要なんだといふことを国がやつておるのでございませう。あの計画によるならば、吉野川の農業用水の不安を感じざるを得ない。特に分水いたしましたならば、下流の地帯におきましては、南海地震による地盤沈下が大体五十センチあるのです。現在これが伏流水でほとんど塩害が起つておるのでございませう。こういうような実情を見るに、塩害防止用の水といふものをどんだん流さなければならぬ、それでは十分かといふところに、自信を持った案が実はつくられておりません。大臣は秋田の一角から、あるいは東京の一角から四国をながめれば、ふしぎだなといふことを言われるでしょう。しかし、これには長い間の歴史があるのです。しかもあの川は、おそらく

利根川よりもはるかに利用せられておるはずで

す。集水面積の三三%くらいは、いままで分水しておるはずなんです。でございませう。こういうような問題についてお役人、国の行政機関が十分に住民に周知徹底せしめ、十分納得した上の計画であつたかといふと、納得せしめるだけの努力が足らなかつたのです。ために住民は不安を持ち、現在でも徳島県下においては、あの総合開発計画に対して反対運動が起つておるのでございませう。国が行政の責任といふものは非常に大きいといわざるを得ないのでございませう。大臣の御所見を伺いたい。

○根本国務大臣 四国の総合開発については、あるいはそういう点があつたかとも思ひます。それならば、総合開発それ自体が問題ではなくして、それをやる手段あるいは御指摘のようにこれを一般の方々に理解せしめること、これが足らなかつたと思ひます。だから今後は、そういう場合においては、国が地元のいろいろな要望、不安、そういうものをよく正確に把握して、それに対していかなる処置を講ずるかといふことによつて、これは計画が完全といふか、修正されていくといふ方向にいくべきだと感ずる次第でございませう。

○井上委員 私は、横道にそれたような話になりましたけれども、要は国は、あるいは特に大臣あたりは地方自治体を長い目で見ていただきたい、そして地方自治体といふものの健全なる育成をやらなければならぬ、そういう観点からいたしますならば、自治体に対しては自主財源といふものを多く与えなければならぬ。この自主財源を多く与えなければならぬにもかかわりませう、あるいは起債を含めて明年、財政需要額の中からおられるこの金といふもの、六十一億の大部分は出されるのではないか、これがね返つて地方自治体の財政逼迫に加わつてくるのではないか、地方自治体の健全に育成するためには、これは地方自治体の財政の独立を考へなければならぬ、同時に、事務の再配分もしなければならぬと思ひます。しかし、日本の民主主義を貫こうと思ひます。

なる地方自治体の発達なくしてはあり得ない。こ
こから考えますと、長い目で見てふんだんに、地
方自治体に自由に使える自主財源というものを与
えるべきであるとは私に考へるのであります。した
が、いままで、このたびの御処置につきましても、
法案につきましては、遺憾ながらこれは私はどう
も地方自治体の財政を圧迫し、ひいては民主主義
に逆行する結果になりはしないかと大いなる不安
を持たざるを得ないのであります。

もう時間も多りましたようでありましたので、特
に大臣に一言申し上げたいのは、あるいは八ッ場
ダムあるいは神戸ダム、こういうようなダムが利
根川の上流にありますね。しかし、住民の方々は、
私がこれも一昨々年ですか、指摘をしたのであり
ますが、実を言うと、土建業者がダムサイトの土
地を買ひ占めておられるのです。このダムは、もうど
こそこの組、どこそこ建設ということ全部設定
しておるのです。しかもそのダムサイトの土地
を買つておる書類を私は持つておりました。当
時、私は保利さんに見せたことがありますが、登記
の写しを。そういうようにして、この地帯のこの
土地はわしの土地である、であるから、わしが手
をつけたのだからひとつ談合に應じろということ
で、ダムサイトの土地が全部談合の対象になつて
おる。この事態が住民に不信感を持たせるゆえん
ではないかと思ふのです。こういうような点にお
いて、大臣の姿勢をびんとしていただきたい。

特に私はこの際申し上げたいのですが、私は、
これで四代の建設大臣の所信表明演説を実は聞いた
のです。ところが、いままでの大臣でございま
したならば、どの大臣——西村大臣にいたしまし
ても保利大臣にいたしましても、あるいはまたこ
の間の坪川大臣にいたしましても、いずれも予算
の効率的な運用、あるいはまた清らかな姿勢を保
ち続けようということをおっしゃっているのです
が、あなたの場合には特にそれがなかつたのです
ね。所信表明演説を拜見いたしましたして、どうして
こうなつたのだらうかと実はふしぎに思つたので
ありますが、特に利権にからむことの多いので

ございませう。特にこの点は御注意になつて、とも
かく効率的な、そして先ほど申しましたように、
談合などというふうなものを極力排除するような
指導方針をとつていただかなければ、国民の政治
に対する不信はさらに強まるばかりであら
うと思われましますので、大臣の御所見を承りたいと
思ひます。

○根本國務大臣 いろいろ激励と警告を与えてい
ただきました。
私は十二年前建設大臣をやりましたが、私のと
きにそういう不祥事件は全然ございませぬ。当然
のことだと思ひます。清らかに、効率的にやると
いうことは、当然これは政府の任務でございま
すから、私はこれを当然のこととしております。し
かし、御指摘のように、そういう事態があればさ
らにその点が心配になるから警告されたのだと思
ひますが、政府の発注にあたりましては、これは
私の時代から特に嚴重に私にいたしました。十二
年前には確かに談合めいたものもありましたが、
それに関連して暴力などもありました。そのため
に、私のときにそういう事態をなくするように嚴
重に措置するとともに、そうしたことがなくなる
条件もつくつてやらなければならぬということ
で、当時初めて前渡金制度なるものを設けたので
す。当時は、土建界というものは非常におくれてお
る企業体でございまして、まず金を借り、あるいは
高利貸しから金を借りなければ、もう仕事ができ
ないというものもかなりあつたわけですね。そこ
で、当時の大蔵大臣は非常に抵抗したけれども、
前渡金制度をつくり、さらに今度はそれを補充す
るためにいまの保険制度もつくつた、こうやつて
おるつもりでございませう。

それから、現在では、大臣といえどもかつてに
これこれやれというのをいたしません。ちゃん
と、入札に關しましてはそれぞれのランクに従
ひまして、建設省に一つの委員会的なあるものをつ
くりまして、そこで客観的に審査し、そうして一
部のものは地建にまかせ、あるいは公団、公庫の
間にまかせて、相当大きなものについては、さら

に大臣の許可を得て発注せよというふうな制度
をとつております。したがつて、土建業者がつば
をつけておいてこれで通るのだなどということ
は、そういうものは全然眼中に置かないし、そう
いうものは全然発注の際の条件にはいたしませ
ん。

○井上委員 大臣の御決意のほどはよくわかるの
です。それでは、十二年前の状況と現在の状況と
をひとつ見比べていただきたい。現在も談合横行
時代です。昔でございませうれば、指定で入れてく
れるということをみんな頼んでおいたものです
が、ところがこのごろでございませうと、指名はこ
れこれしか入れてくれるなという頼み方が横行い
たしておる。ひどいになると、ランクの問題に
しましても、これはまたあらためてほかの場所
にいたしました。一例を申し上げますと、四国
地建におきまして、大手のAクラスの大企業が、
二千二百万円の道路工事の入札に加わつておるの
です。そういうようなことを平気でやつておるの
です。大手の企業者が中小企業の分野に入つてき
て、そうして中小企業が痛めつけられておる現状
を私はまざまざと見ておる。あるいはまた、ある
ところで聞けば——この談合の問題からはすれま
すからもう詳しくは申し上げませんが、ともかく
いまの建設省の姿勢というものは、これに私は問題
があるのじゃないか、あるいはランク制そのもの
にも一つの転機が来ておるのではなからうか、こ
のように感じられてならないのであります。だか
ら、大臣としてもこういう面からひとつ——話が
それましたけれども、建設行政の明朗化にさらに
御奮闘になつていただきたいことをお願いする次
第であります。

さらには、次の委員会において政令あるいはま
た、先ほど申されました予算の金額が明示された
時点におきまして、もう少し今度は短く質問いた
すつもりでありますから、御了承のほどをお願い
いたします。
それでは、きょうはこれで終わります。
○天野委員長代理 次回は公報をもつてお知らせ

することとして、本日はこれにて散会いたしま
す。
午後六時十七分散会